

# 第2次小鹿野町障害者計画及び 第4期小鹿野町障害福祉計画

平成27年度～平成29年度

平成27年3月

小 鹿 野 町



## 身近な地域でともに支えあい安心して暮らせるまちをめざして

近年、国等における障害者に関する施策の動向はめまぐるしく、障害者の虐待の防止等の権利擁護、手話言語に関する意識の高まりに伴う障害者に対する理解の促進、障害者就労施設等からの物品調達の推進や障害者法定雇用率の改正、障害者差別の解消などの取組の充実、強化が図られてまいりました。



こうした中で、本町においては、平成19年3月に策定した障害者の自立及び社会参加の支援のための第1次障害者計画と平成24年3月に策定した障害者の生活支援の具体的施策を掲げた第3期障害福祉計画に基づき、各施策を推進するとともに、障害者の地域生活移行を進めるため、秩父地域自立支援協議会をはじめとする相談支援体制の整備や円滑な就労や共に学び育つ地域づくりに向けた取組を行ってまいりました。

この度、これらの計画の期間満了に伴い、第2次障害者計画及び第4期障害福祉計画を策定する運びとなりました。昨今の変化の著しい社会情勢や気候変動による災害の多発等の課題も多いことから、本計画の策定にあたっては幅広いご意見をいただくために小鹿野町障害者計画等策定協議会を設置いたしました。協議会のご意見等を踏まえ、本計画はこれまでの計画の理念を踏襲するとともに、災害時における障害者の避難支援、障害者に対する虐待の防止等の権利擁護、発達障害や高次脳機能障害を含む精神障害等のはたから分かりにくい障害への理解啓発等を新たなポイントとし、施策の充実、強化を図るものとなっております。町では、本計画の基本理念である「身近な地域でともに支えあい安心して暮らせるまち」を目指して、着実に施策の実現に取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました小鹿野町障害者計画等策定協議会委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力いただきました多くの皆様、関係各位に心から感謝を申し上げます。

平成27年3月

小鹿野町長 福 島 弘 文



# 目 次

第Ⅰ部 総論.....	1
1 計画策定の趣旨及び背景.....	2
2 計画の性格.....	3
3 計画の期間.....	3
4 計画の策定体制.....	4
5 計画の基本的な考え方.....	5
第Ⅱ部 第2次小鹿野町障害者計画.....	7
第1章 障害者を取りまく現状.....	8
1 人口の推移.....	8
2 障害者の状況.....	9
3 障害者施策の現状.....	14
第2章 基本理念及び基本方針等.....	18
1 基本理念.....	18
2 基本方針.....	19
3 施策の体系.....	21
第3章 施策の内容.....	25
施策1 やさしいところのまちづくり.....	25
1 基盤整備の推進.....	25
2 福祉の環境づくり.....	27
3 支える人づくり.....	29
4 権利擁護のとりくみ.....	30
施策2 いきいきと生活できるまちづくり.....	31
1 相談体制の整備.....	31
2 福祉サービスの充実.....	32
3 住宅環境の整備促進.....	37
施策3 すこやかに育むまちづくり.....	38
1 保健・療育・医療体制の整備.....	38
2 特別支援教育の充実.....	41
施策4 生きがいのあるまちづくり.....	43
1 就労の場の確保.....	43
2 社会参加の促進.....	44

施策5 安心・安全なまちづくり .....	45
1 みんなにやさしいまちづくり .....	45
2 移動しやすい環境の整備 .....	46
3 防災・防犯体制の整備 .....	48
第Ⅲ部 第4期小鹿野町障害福祉計画 .....	51
第1章 障害福祉計画の基本方針 .....	52
第2章 自立支援給付と地域生活支援事業 .....	53
第3章 サービス見込量について .....	54
第4章 訪問系サービスについて .....	57
第5章 日中活動系サービスについて .....	58
第6章 居住系サービスについて .....	60
第7章 計画相談支援について .....	61
第8章 障害児支援について .....	61
第9章 自立支援医療について .....	62
第10章 補装具費の支給について .....	63
第11章 地域生活支援事業について .....	63
第12章 その他の福祉サービスについて .....	68
第Ⅳ部 計画の推進に向けて .....	69
1 計画の推進 .....	70
2 障害福祉に係る行政などの体制 .....	71
3 達成状況による点検・評価 .....	72
資料編 .....	75
資料1 諮問及び答申 .....	76
資料2 策定体制 .....	79
小鹿野町障害者計画等策定協議会条例 .....	79
小鹿野町障害者計画等策定委員会要綱 .....	81
資料3 策定経過 .....	83

# 第I部 総論

# 1 計画策定の趣旨及び背景

障害者基本法第11条第3項に基づく障害者計画は、障害者の自立および社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」といいます。）第88条に基づく障害福祉計画は、各種障害福祉サービス提供の目標量やその確保方策など、生活支援に関し、具体的な事項を定める計画です。

本町では、平成19年3月に「小鹿野町障害者計画及び第1期障害福祉計画」を策定し、障害福祉サービスに関する見込量とその確保策を定めるとともに、障害者の地域生活移行を進めるため、秩父地域自立支援協議会を初めとする相談支援体制の整備を図るとともに、円滑な就労や共に学び育つ地域づくりに向けた取組を行ってきました。

こうした中、「障害者自立支援法」は、平成25年4月に「障害者総合支援法」に改正されるとともに、平成23年8月に「障害者基本法」の改正、平成24年10月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の制定、平成25年4月に「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」の制定及び「障害者の雇用の促進等に関する法律」における障害者の法定雇用率の改正、平成25年6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下、「障害者差別解消法」といいます。）の制定など、障害者の権利擁護や就労支援をめぐる法制度の充実・強化が図られました。

この計画は、本町においても以上の動きを踏まえながら障害者が身近な地域とともに支えあい、安心して暮らせる地域づくりに向けた施策の方向を明らかにするとともに、障害福祉サービス等の見込み量とその確保策を明らかにするために策定するものです。



## 2 計画の性格

「小鹿野町障害者計画」は、障害者基本法第11条第3項に定める「市町村障害者計画」にあたるもので、「小鹿野町障害福祉計画」は障害者総合支援法第88条第1項の規定による「市町村障害福祉計画」にあたるものです。

本町の障害者施策の理念を定めるとともに、すべての町民、福祉団体、事業者、関係機関、行政などが一体となって、総合的、体系的に推進していくために定めるものです。

埼玉県の計画との調和に留意し、町の上位計画である「第1次小鹿野町総合振興計画」をはじめ、関連する他の計画との整合性を図り策定しています。

障害者に関わる施策を体系化し、保健・医療・福祉、生涯学習、住宅、労働、まちづくりなどの様々な分野にわたり、総合的に展開を図るものです。このため、本計画の範囲は、本町が直接主体となる事業にとどまらず、国・県及び民間などで行う事業についても必要に応じて含めるものとします。

## 3 計画の期間

「第2次小鹿野町障害者計画」は、平成29年度を目標とする計画です。第1次計画である「小鹿野町障害者計画」は、平成18年度から平成27年度までの10か年の計画となっていました。計画期間が3年と定められている障害福祉計画との関連が深いこと、障害者を巡る制度改正等の動きが速いことなどから、計画期間を1年間短縮し、平成26年度で終了することとし、平成27年度計画からは、計画期間を3年とするものです。

「第4期小鹿野町障害福祉計画」は、平成27年度から平成29年度までの3か年計画です。

計画名\年度	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38
障害者計画	第2次			第3次			第4次			第5次		
障害福祉計画	第4期			第5期			第6期			第7期		

## 4 計画の策定体制

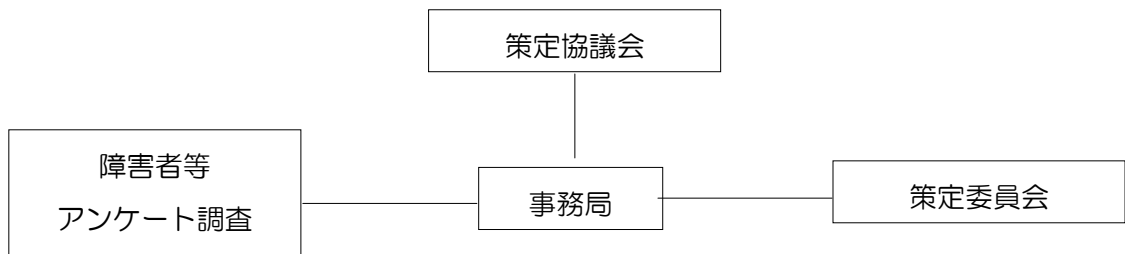
### (1) 小鹿野町障害者計画等策定協議会

本計画の策定にあたって、審議、検討を行うため、障害者団体の代表者、障害者関係機関の代表者、学識経験者、公募による委員などからなる「小鹿野町障害者計画策定協議会」を設置しました。

### (2) 小鹿野町障害者計画等策定委員会

本計画の策定に伴う資料の検討、目標値の検討などを行い、実情に即した計画とするために庁内関係各課担当者等で構成する「小鹿野町障害者計画等策定委員会」を設置しました。

図 計画の策定体制図



### (3) アンケート調査の実施

本計画の策定にあたり、障害者の現状や意向などを把握するため、アンケート調査を行い、広く意見などを聴取し、計画づくりに反映させています。

アンケートの調査項目は、前回（平成18年度実施）の調査項目を踏襲しながら、公平性の観点から、調査項目を障害区分によらずに同じ項目としました。

- ・調査期間 障害者等 平成26年8月8日（金）～平成26年8月26日（火）
- 障害者事業所 平成26年9月5日（金）～平成26年9月26日（金）

区 分	対象者数	回収数	回収率	備 考	
障害者等	身体障害者	526人	331人	62.9%	障害者手帳所持者
	知的障害者	120人	66人	55.0%	
	精神障害者	134人	75人	56.0%	障害者手帳所持者、自立支援医療受給者
	難病患者	31人	18人	58.1%	難病患者通院交通費受給者
	計	811人	490人	60.4%	
障害者事業所	9事業所	9事業所	100.0%		

## 5 計画の基本的な考え方

第2次小鹿野町障害者計画・第4期小鹿野町障害福祉計画は、これまでの計画内容を継続しつつ、国の制度改正等の障害者をめぐる動向を踏まえながら次の点について、加味していくこととします。

### (1) 対象者の拡大

平成25年4月に施行された障害者総合支援法により、「難病患者」が障害者の定義に含まれました。また、平成27年1月1日に施行した難病法の制定に伴い難病対象者が拡大したことから、難病患者についても対象者として、これまで以上に配慮することとします。また、発達障害、高次脳機能障害の方も対象者としてとします。

### (2) 権利擁護の推進

平成24年10月の障害者虐待防止法の施行により、障害者虐待防止センターの24時間対応などが位置付けられました。その他、平成28年4月に施行予定の障害者差別解消法の制定や成年後見制度の利用の促進を踏まえ、権利擁護の推進をめざします。

### (3) 就労支援対策の強化

平成25年4月に施行された国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づき、小鹿野町障害者優先調達推進方針を策定し、町における、障害者就労支援施設からの調達を推進します。

### (4) 社会参加の促進

障害者権利条約の締結に伴い、手話を言語とする意識が高まっていることから手話に関する取組を推進します。

### (5) 生活空間の整備

障害者の災害時の円滑な避難の促進及び福祉避難所の設置拡大を進めるとともに、在宅医療機器依存度の高い在宅酸素療法利用者等の災害時における支援の充実を図ります。

また、障害者用駐車場の青色塗装化など公共施設等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を進めます。

## (6) 障害福祉計画に関する国の基本指針の見直し

第4期小鹿野町障害福祉計画については、国の基本指針の見直しを踏まえ、次の点を重視していきます。

- ・PDCAサイクルの導入
- ・福祉施設から地域生活への移行促進
- ・精神科病院から地域生活への移行促進
- ・地域生活支援拠点等の整備
- ・福祉から一般就労への移行促進
- ・障害児支援体制の整備
- ・計画相談支援の充実、研修の充実等



点字ブロック（両神温泉薬師の湯）

## 第Ⅱ部 第2次小鹿野町障害者計画

# 第1章 障害者を取りまく現状

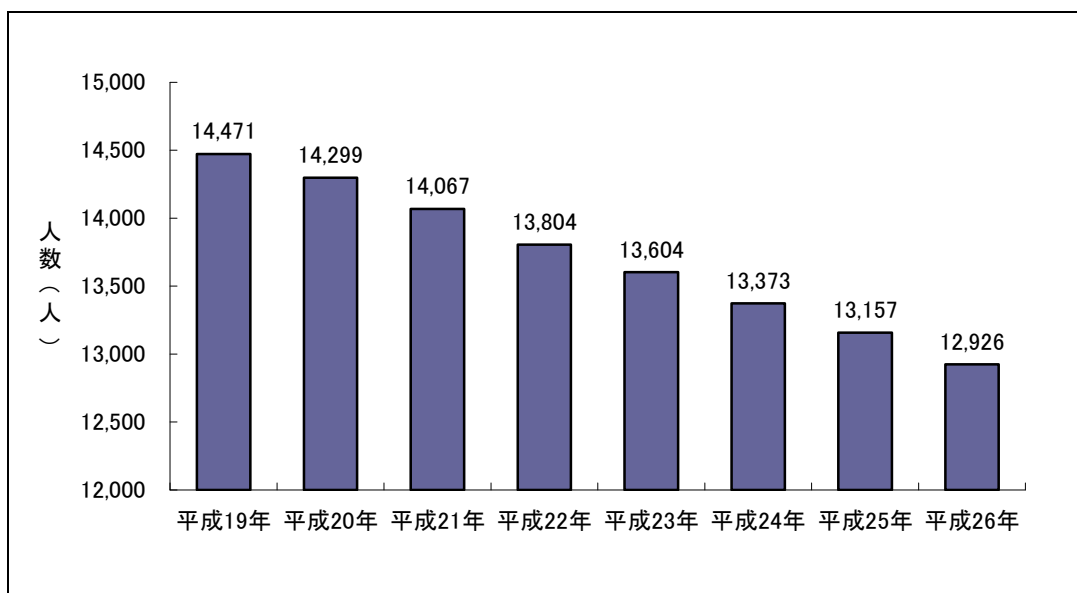
## 1 人口の推移

小鹿野町の平成26年4月1日現在の人口は12,926人で、減少傾向にあります。

年齢区分別における割合は、年少人口（0～14歳）の割合は減少傾向にありますが、生産年齢人口（15～64歳）の割合は横ばい傾向です。老年人口

（65歳以上）の割合は増加傾向にあることから、少子高齢化が進行し続けています。

### ■ 人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

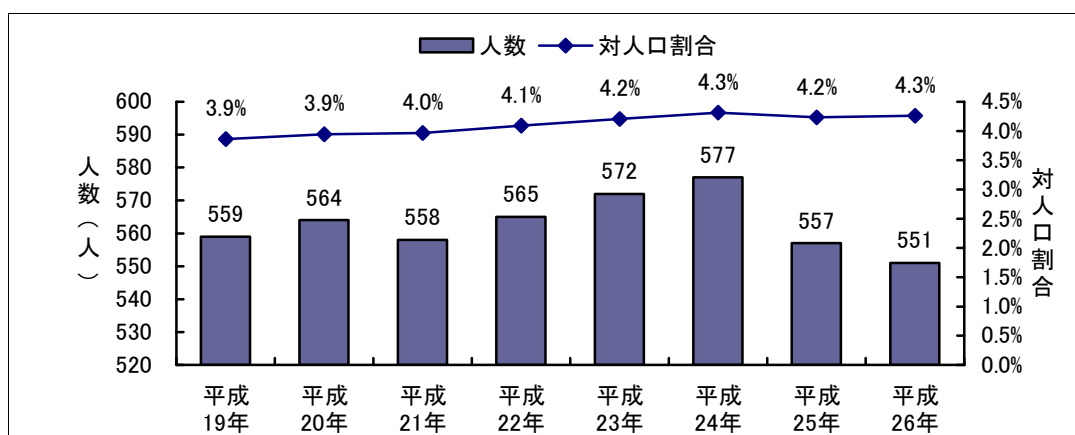
## 2 障害者の状況

### (1) 身体障害者の状況

平成26年3月31日現在の身体障害者手帳所持者数は551人です。これまでの推移を見ると、550～570人台で増減を繰り返しながら推移しています。

一方、対人口割合では平成26年で4.3%となっており、緩やかな増加傾向を示しています。

■ 身体障害者手帳所持者数の推移 単位：人



区分	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
重度	1級	205	197	193	195	191	193	196
	2級	88	88	86	80	82	82	75
中度	3級	80	82	83	85	84	82	84
	4級	91	104	107	112	117	127	121
軽度	5級	41	39	37	38	38	34	29
	6級	54	54	54	55	60	59	52
計	559	564	560	565	572	577	557	551
対人口割合	3.9%	3.9%	4.0%	4.1%	4.2%	4.3%	4.2%	4.3%

資料：埼玉県総合リハビリテーションセンター(平成24～26年)(各年3月31日現在)  
小鹿野町資料(平成19～23年)

■ 障害別身体障害者手帳所持者の推移 単位：人

区分	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
視覚障害	51	52	51	52	52	53	49	41
聴覚・平衡障害	63	64	65	63	68	67	61	59
音声・言語障害	5	6	6	6	7	5	5	3
肢体不自由	315	308	306	305	311	304	289	294
内部機能障害	125	134	132	139	134	148	153	154
計	559	564	560	565	572	577	557	551

資料：埼玉県総合リハビリテーションセンター(平成24～26年)(各年3月31日現在)  
小鹿野町資料(平成19～23年)

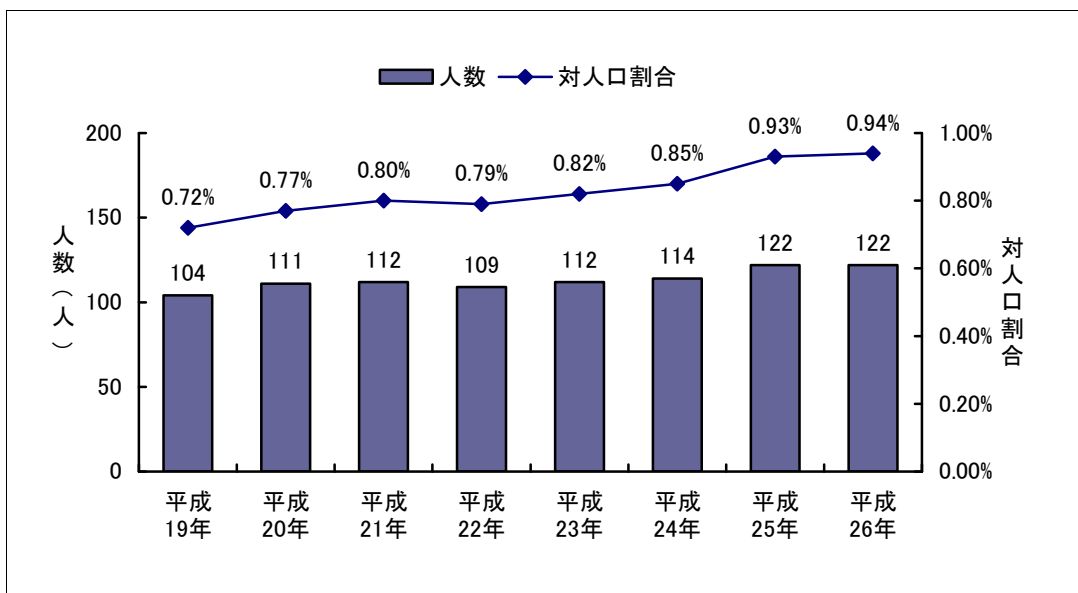
## (2) 知的障害者の状況

療育手帳の所持者は、平成26年3月31日現在の総数は122人で、平成23年に比べ10人の増加となっています。手帳の等級別では、B、Aの割合が多い傾向にあります。

一方、対人口割合では平成26年で0.94%となっており、平成23年以降、緩やかな増加傾向を示しています。

■療育手帳所持者の推移

単位：人



区分	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
18歳未満	17	21	21	19	19	19	21	23
(A)	4	3	3	3	2	2	4	3
A	6	7	7	8	8	7	4	4
B	3	7	6	4	4	3	4	6
C	4	4	5	4	5	7	9	10
18歳以上	87	90	91	90	93	95	101	99
(A)	19	20	20	20	20	20	22	23
A	28	30	31	31	32	30	29	29
B	34	35	36	35	36	38	41	38
C	6	5	4	4	5	7	9	9
総数	104	111	112	109	112	114	122	122
(A)	23	23	23	23	22	22	26	26
A	34	37	38	39	40	37	33	33
B	37	42	42	39	40	41	45	44
C	10	9	9	8	10	14	18	19
対人口割合	0.72%	0.77%	0.80%	0.79%	0.82%	0.85%	0.93%	0.94%

資料：埼玉県総合リハビリテーションセンター（各年3月31日現在）



### (3) 精神障害者の状況

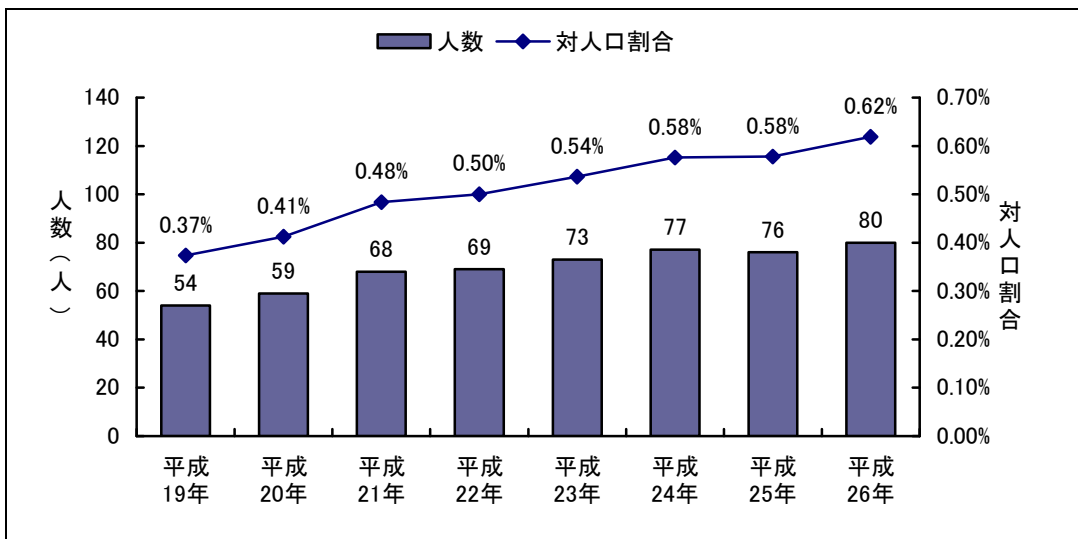
精神障害者数を正確に把握することは困難ですが、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人は、平成26年3月31日現在で80人です。

一方、対人口割合では平成26年で0.62%となっており、緩やかな増加傾向を示しています。

また、自立支援医療（精神通院医療）の利用者数でみると、平成26年3月31日現在では148人です。自立支援医療の利用及び精神障害者保健福祉手帳交付件数がともに年々増加傾向にあります。

■精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移

単位：人



区分	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
1級	7	9	11	10	11	12	12	13
2級	35	39	44	47	48	49	51	53
3級	12	11	13	12	14	16	13	14
計	54	59	68	69	73	77	76	80
対人口割合	0.37%	0.41%	0.48%	0.50%	0.54%	0.58%	0.58%	0.62%

資料： 埼玉県精神保健福祉センター（各年3月31日現在）

■自立支援医療（精神通院医療）の利用者数の推移

単位：人

区分	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
利用者数(人)	135	133	143	151	154	147	154	148
総人口数(人)	14,471	14,299	14,067	13,804	13,604	13,373	13,157	12,926
対人口割合(%)	0.93	0.93	1.02	1.09	1.13	1.10	1.17	1.14

資料： 埼玉県精神保健福祉センター（各年3月31日現在）

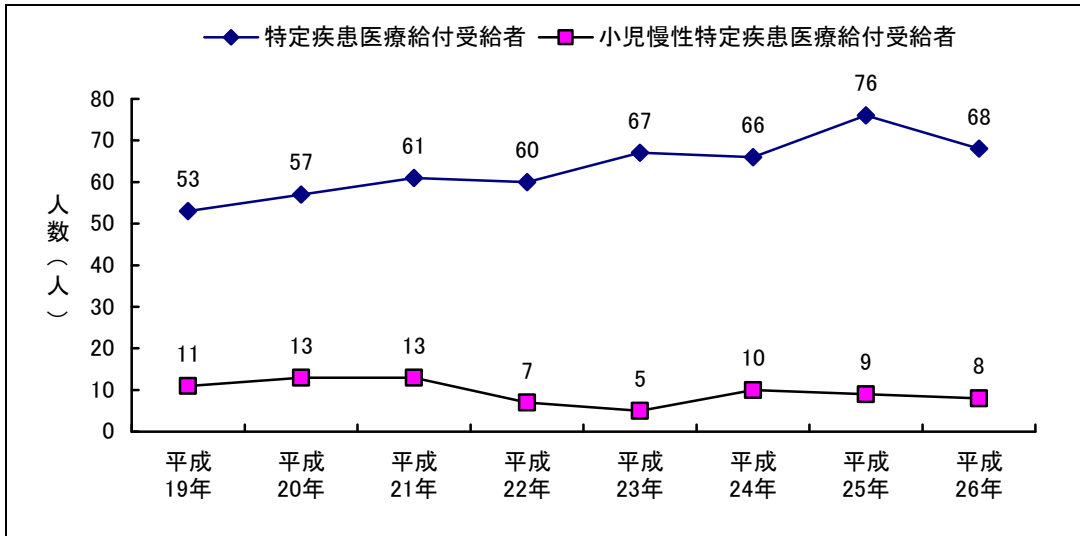
#### (4) 難病等患者の状況

平成26年4月1日現在の特定疾患医療給付受給者は68人、小児慢性特定疾患医療給付受給者は8人です。

これを過去からの推移で見ると、特定疾患医療給付受給者数は緩やかな増加傾向を示しています。

■特定疾患医療給付受給者数の推移

単位：人



区分	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
特定疾患医療給付受給者	53	57	61	60	67	66	76	68
小児慢性特定疾患医療給付受給者	11	13	13	7	5	10	9	8

資料：埼玉県秩父保健所（各年4月1日現在）

#### (5) 障害のある幼児の状況

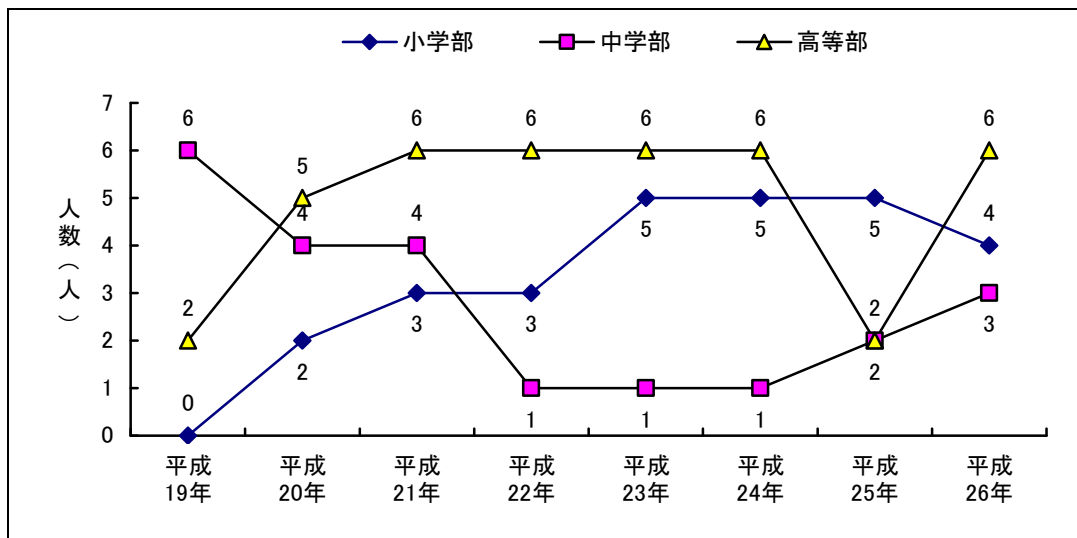
障害のある幼児（0歳～6歳）の数は、平成26年4月1日現在は5人です。

## (6) 特別支援教育の状況

秩父特別支援学校に在籍する児童生徒数は、平成26年4月1日現在は13人です。

これを小学部、中学部及び高等部に分けて見ると、それぞれ年によって増減しています。

■ 埼玉県立秩父特別支援学校児童生徒数（小鹿野町からの通学者数）の推移 単位：人



区分	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
小学部	0	2	3	3	5	5	5	4
1年	0	2	1	0	2	0	0	1
2年	0	0	2	1	0	2	0	0
3年	0	0	0	2	1	0	2	0
4年	0	0	0	0	2	1	0	2
5年	0	0	0	0	0	2	1	0
6年	0	0	0	0	0	0	2	1
中学部	6	4	4	1	1	1	2	3
1年	3	0	1	0	0	0	1	2
2年	1	3	0	1	0	1	0	1
3年	2	1	3	0	1	0	1	0
高等部	2	5	6	6	6	6	2	6
1年	2	2	1	3	1	3	0	4
2年	0	3	2	1	3	0	2	0
3年	0	0	3	2	2	3	0	2
合計	8	11	13	10	12	12	9	13

資料：埼玉県立秩父特別支援学校（各年4月1日現在）

### 3 障害者施策の現状

#### (1) 障害者施策

障害者が社会の一員として生活をし、主体性・自立性をもって、積極的に社会に参加できるように、障害者のための福祉制度があります。主な福祉制度は、次のとおりです。

内容		概要	平成 25 年度実績 (H26.3 末)
障害者手帳	身体障害者手帳交付	身体障害者（児）が各種の援護を受けるための手帳の交付	58 (新規交付・程度変更数)
	療育手帳交付	知的障害者（児）が相談援助等を受けやすくするための手帳の交付	6 (新規交付・再判定・程度変更数)
	精神障害者保健福祉手帳交付	精神障害者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図ることを目的とした手帳の交付	42 (新規交付・更新・程度変更数)
医療	自立支援医療（更生医療給付）	18 歳以上の身体障害者の更生に必要な医療で、障害の軽減、社会生活の円滑化に効果のある治療に対し、医療費負担を軽減	1 (実人員)
	自立支援医療（育成医療）	18 歳未満の児童で、身体に障害又は疾患があり放置すると障害を残すと認められる場合に必要な治療に対し、医療費負担を軽減	3 (実人員)
	自立支援医療（精神通院医療）	精神障害者が通院によって精神疾患の医療を受けた場合に、その医療費負担の軽減	148 (実人員)
	重度心身障害者（児）医療費給付	重度心身障害者（児）が診療を受けた場合の保険診療の自己負担分の助成	438 (実人員)
補装具日常生活用具	補装具費の支給	身体障害者（児）の失われた部位や障害のある部分を補うための補装具の支給	41 (交付件数)
	日常生活用具給付・貸与	在宅の重度障害者（児）の日常生活を援助するための用具の給付又は貸与	278 (交付件数)
	重度身体障害者居宅改善費補助	重度身体障害者（1・2 級）のうち下肢又は体幹機能障害のある人が生活しやすくなるための居宅改造費用の一部を助成	0 (件数)
	補装具・日常生活用具自己負担金助成	補装具・日常生活用具の購入等にかかる自己負担金の一部を、世帯の収入に応じ助成	20 (実人員)
行動範囲の拡大	自動車運転免許取得費補助	障害者の自立更生を促進するため、運転免許取得費の一部を補助	2 (件数)
	自動車改造費助成	身体障害者が就労等に伴い、自ら運転する自動車の改造に要する費用の一部を助成	0 (件数)
	福祉タクシー利用料金助成	在宅の心身障害者に対するタクシー利用料金の一部を助成	37 (実人員)

内容		概要	平成 25 年度実績 (H26.3 末)
	自動車等燃料費給付	社会参加の促進を図るため、自動車等の燃料費の一部を助成	135 (実人員)
	ハッピー・パートナー（福祉有償運送）	一人で外出の困難な障害者等に対し、社会福祉協議会が福祉車両を使い送迎サービスを実施	384 (登録者数)

内容		概要	平成 25 年度実績 (H26.3 末)
経済的 支援	在宅酸素療法者に対する電気料金助成	在宅酸素療法により、酸素濃縮装置を常時使用する人に対し電気料金の一部を助成	11 (実人員)
	難病患者等の通院に要する交通費補助	難病治療及び人口透析等の通院の要する交通費の補助	48 (実人員)
手当・ 年金等	特別児童扶養手当支給	20 歳未満の心身障害児（法令により定められた程度の障害の状態）を養育する父母又は養育者に対して手当を支給	21 (受給者数)
	障害児福祉手当支給	重度の心身障害により日常生活において常時特別の介護を要する 20 歳未満の在宅障害児への手当支給	7 (受給者数)
	特別障害者手当支給	重度の心身障害により日常生活において常時特別の介護を要する 20 歳以上の在宅障害者への手当支給	12 (受給者数)
	在宅重度心身障害者手当支給	身体障害者手帳の 1、2 級あるいは療育手帳④、A、精神障害者手帳 1 級の交付を受けている在宅の障害者への手当支給	213 (受給者数)
	経過措置による福祉手当	制度改正前（S61. 4. 1）の福祉手当受給者のうち、特別障害者手当、障害基礎年金も支給されていない人に支給	0 (受給者数)
	児童扶養手当	離婚、死別等で父と生計を同じくしていない児童の世帯に支給	92 (受給者数)
	障害基礎年金	国民年金障害等級表の 1、2 級に該当する 20 歳以上の障害者で一定の支給要件を満たす場合に支給	235 (受給者数)
	心身障害者扶養共済	心身に障害のある人を扶養している保護者が加入し、一定の掛け金を納めることにより保護者に万が一のことがあった場合、障害のある人に対し年金を支給	3 (受給者数)
在宅 福祉	訪問入浴サービス	家庭で入浴することが困難な在宅の障害者に対し訪問入浴サービスを提供	1 (受給者数)
	障害児（者）生活サポート事業	在宅の心身障害者の地域生活を支援するため一時預かり等身近な場所で迅速・柔軟なサービスを提供し、介護者の負担を軽減	58 (登録者数)

内容		概要	平成 25 年度実績 (H26.3 末)
	障害者生活支援事業	日常生活に支障をきたす恐れのある人に対して、ホームヘルパー等の支援を行う	1 (受給者数)
生活 相談	福祉相談	心身障害者の福祉に関する相談所を開設	年3回開設
社会 参加	地域活動支援センター	在宅の精神障害者を対象に作業や日常生活訓練を行い、仲間づくりと生活の自立を図る	19 (実人員)
	声の広報配布 (社会福祉協議会)	朗読ボランティアの協力により町広報や社協だよりをテープに収録し、視覚障害者に毎月配布	年12回

## (2) 関連施設等

事業所名(施設名)	サービス種別	所在地
ユーアイハウスおがの	生活介護・施設入所支援・短期入所	小鹿野町三山 2213-1
障がい者自立支援農場きづな作業所	就労継続支援B型	小鹿野町長留 3545
アンゴラ王国	就労移行支援・就労継続支援B型	小鹿野町河原沢 767
星降る下で	共同生活援助	小鹿野町神小森 80-1
おがのふれあい作業所	地域活動支援センター	小鹿野町小鹿野 274
さやか	生活介護・自立訓練(生活訓練)・就労移行支援・就労継続支援B型・施設入所支援・短期入所	秩父市山田 1199-2
グループホームさやか	共同生活援助	秩父市大野原 80-71
地域移行型ホームさやか	共同生活援助	秩父市山田 1199-2
自立工房 山叶本舗	就労継続支援B型	秩父市久那 1629
グループホームステップ	共同生活援助	秩父市久那 1629
グループホームみやび	共同生活援助	秩父市小柱 678
パレット秩父	就労継続支援B型	秩父市中村町 3-12-23
キックオフ作業所	生活介護	秩父市大宮 5739-10
自立支援施設 武甲の森	自立訓練(生活訓練)・宿泊型自立訓練・就労移行支援	秩父市寺尾 1476-1
作業所ケルン	就労継続支援B型	秩父市中村町 3-12-23
日の出	共同生活援助	秩父市影森 910-4
カーサ・ミナノ	生活介護・施設入所支援・短期入所	皆野町国神 421
長瀬町高齢者障がい者いきいきセンター	就労継続支援B型	長瀬町大字長瀬 59
星の子教室	児童発達支援	秩父市中村町 4-8-21

一般相談支援事業所等

施設の種類	施設名	所在地	運営主体
一般相談支援事業所	秩父障がい者総合支援センター フレンドリー	秩父市中村町 3-12-23	(福) カナの会
	秩父障がい者総合支援センター フレンドリー(清心会)	秩父市熊木町 12-21	(福) 清心会
	生活支援センター アクセス	秩父市寺尾 1 4 4 9	(医) 全和会
地域活動支援センター	生活支援センター アクセス	秩父市寺尾 1 4 4 9	(医) 全和会
障がい者就業・生活支援センター	秩父障がい者就業・生活支援センター キャップ	秩父市熊木町 12-21	(福) 清心会

指定特定相談支援事業所

施設名	所在地	運営主体
ユーアイハウスおがの	小鹿野町三山 2213-1	(福) 美里会
秩父障がい者総合支援センター フレンドリー	秩父市中村町 3-12-23	(福) カナの会
秩父障がい者総合支援センター フレンドリー(清心会)	秩父市熊木町 12-21	(福) 清心会
生活支援センター アクセス	秩父市寺尾 1449	(医) 全和会
相談ステーション和らぎ	秩父市上影森 503-10	(有) 和らぎ
ケアセンター 宇	横瀬町大字横瀬 4819-1	特定非営利活動法人千笑の会

## 第2章 基本理念及び基本方針等

---

### 1 基本理念

すべての人が、“ともに生きる”社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念、障害者の基本的人権が尊重され、生活のあらゆる場面で持てる能力を最大限に発揮できる社会を目指す「リハビリテーション」の理念を基本に、すべての障害者が、社会を構成する一員として社会、経済、労働その他あらゆる分野の活動に参加し、その恩恵を平等に受けることができる社会づくりが必要です。

障害者が住み慣れた家庭や地域社会において、生きがいをもって、安心して暮らせるまちを目指し、『身近な地域でともに支えあい安心して暮らせるまち』を基本理念とします。

#### **基本理念**

**身近な地域で ともに支えあい  
安心して暮らせるまち**



## 2 基本方針

計画の策定にあたっては、障害者にとって暮らしやすい町の実現は、すべての町民にとって暮らしやすい町づくりにつながることを基本認識として、次の5つの基本的な考えで推進を図ります。

### 1 やさしいところのまちづくり

障害者が、地域においてできる限り自立した生活をし、様々な分野で積極的に参加し活動できる社会を実現するために、町民の障害者に対する意識、理解を深めるための啓発や広報の充実に努めます。

また、障害者の声を行政に反映するための仕組みづくりを進め、地域住民、民間団体、企業等すべての町民が相互に連携し、取り組めるような体制づくりに努めます。

### 2 いきいきと生活できるまちづくり

障害者の高齢化及び障害の重度化が年々進んできており、常時介護を必要とする在宅の重度障害者が増加しています。こうした重度障害者が住み慣れた地域で、家族とともに充実した社会生活が送れるよう日常的な介護への支援の充実に努めます。

### 3 すこやかに育むまちづくり

医療費負担に関する経済的支援とともに保健サービス及び医療体制を充実し障害者が身近な地域で相談や健診、治療が受けられる体制の整備を推進します。

障害者が自分の能力を最大限に発揮し自己実現を図るとともに、生きがいのある生活を送ることができるよう、障害や能力に応じた教育の充実に努めます。また、障害者が自立した生活が送れるよう就労機会の充実に努めるとともに、一般就労が困難な障害者のために福祉的な就労の場の充実に努めます。

### 4 生きがいのあるまちづくり

障害者が、自立性、主体性をもって自らの生き方を選択し、積極的に社会活動に参加できるように、生活環境や雇用、就労等の条件の改善を図り、その能力を十分に発揮できるよう施策の推進を図ります。また、障害者の文化、スポーツ、レクリエーション活動等への参加機会の充実に努め、自己実現のための機会の提供に努めます。

## 5 安心・安全なまちづくり

障害のある人も地域社会において安心して、自立した快適な生活ができるようなユニバーサルデザインに配慮したまちづくり等の施策の推進に努めます。

防災や防犯に関する啓発活動をより一層充実するとともに地域住民の協力を得ながら、障害者を支援できる地域体制づくりに努めます。

### 3 施策の体系

「やさしいところのまちづくり」、「いきいきと生活できるまちづくり」、「すこやかに育むまちづくり」、「生きがいのあるまちづくり」、「安心・安全なまちづくり」の5つの基本方針に沿って、個別の施策を位置付け、本計画の基本理念である「身近な地域でともに支えあい安心して暮らせるまち」を総合的に進めていきます。

#### 施策1 やさしいところのまちづくり

<b>1 基盤整備の推進</b>			
1-1-1	町民と行政の交流の推進	(1) 交流の機会の促進	P25
1-1-2	交流拠点づくり	(2) 障害者の交流の拠点づくり	P25
1-1-3	情報提供体制の確立	(3) インターネットによる町民への情報提供	P25
		(4) 障害者向けの効果的な情報提供	P25
1-1-4	行政の推進体制の確立	(5) 庁内各課連携体制の確立	P26
		(6) 関係機関との連携体制の確立	P26
		(7) 町民のプライバシー保護	P26
<b>2 福祉の環境づくり</b>			
1-2-1	理解と交流の促進	(8) 広報・広聴活動の充実	P27
		(9) 啓発・交流活動の充実	P27
		(10) 障害者週間における啓発	P27
		(11) 一般の方への理解の推進	P27
1-2-2	福祉教育の充実	(12) 福祉教育の充実	P28
<b>3 支える人づくり</b>			
1-3-1	人材の育成	(13) 専門的人材の育成	P29
		(14) 町職員研修の充実	P29
1-3-2	ボランティア活動の支援	(15) ボランティア講座の充実	P29
		(16) ボランティアに関する情報提供の充実	P29
<b>4 権利擁護のとりくみ</b>			
1-4-1	権利擁護の推進	(17) 権利擁護事業の普及	P30
		(18) 成年後見制度の普及	P30

## 施策2 いきいきと生活できるまちづくり

<b>1 相談体制の整備</b>			
	2-1-1 相談体制の整備	(19) 総合相談窓口の整備 .....	P31
<b>2 福祉サービスの充実</b>			
	2-2-1 日中活動の場の確保 (訪問系サービス・日中活動系サービス)	(20) 居宅介護(ホームヘルプ) .....	P32
		(21) 重度訪問介護 .....	P32
		(22) 同行援護 .....	P32
		(23) 行動援護 .....	P32
		(24) 重度障害者等包括支援 .....	P32
		(25) 短期入所(ショートステイ) .....	P32
		(26) 生活介護 .....	P32
		(27) 自立訓練(機能訓練・生活訓練) .....	P33
		(28) 就労移行支援 .....	P33
		(29) 就労継続支援(雇用型・非雇用型) .....	P33
		(30) 療養介護 .....	P33
		(31) 児童発達支援 .....	P33
	2-2-2 住まいの場の確保 (居住系サービス)	(32) 施設入所支援(障害者支援施設での夜間ケア等)	P33
		(33) 共同生活援助(グループホーム) .....	P33
	2-2-3 地域生活支援の充実	(34) 相談支援事業 .....	P34
		(35) 移動支援事業 .....	P34
		(36) 意思疎通支援事業 .....	P34
		(37) 日常生活用具給付等事業 .....	P34
		(38) 福祉ホーム .....	P34
		(39) 地域生活支援センター事業 .....	P34
		(40) 訪問入浴サービス事業 .....	P34
		(41) 更生訓練費給付事業 .....	P34
		(42) 日中一時支援事業 .....	P34
		(43) 自動車運転免許取得・改造費助成事業 .....	P35
		(44) 芸術・文化講座開催等事業 .....	P35
		(45) 声の広報等発行事業 .....	P35
		(46) 手話奉仕員養成研修事業 .....	P35
	2-2-4 補装具費の支給	(47) 補装具費の支給促進 .....	P35
	2-2-5 各種福祉サービスの支援	(48) 障害児(者)生活サポート事業の充実 .....	P35
		(49) 緊急通報システムの整備促進 .....	P35
		(50) 難病施策の検討 .....	P36
		(51) 地域活動支援センターへの支援 .....	P36
		(52) 福祉の店への支援 .....	P36
	2-2-6 財政援助の周知	(53) 各種軽減・年金・手当制度等の周知 .....	P36
<b>3 住宅環境の整備促進</b>			
	2-3-1 住宅環境の整備促進	(54) 住宅改修費給付事業の周知 .....	P37
		(55) 障害者住宅資金事業の周知 .....	P37
		(56) 町営住宅等の整備 .....	P37
		(57) 民間住宅等の整備支援 .....	P37

## 施策3 すこやかに育むまちづくり

<b>1 保健・療育・医療体制の整備</b>			
3-1-1	健康診査の充実	(58) 乳幼児健康診査の充実.....	P38
		(59) 障害の発生予防・早期発見・早期治療.....	P38
3-1-2	地域療育体制の整備	(60) 乳幼児訪問指導の充実.....	P39
		(61) 障害児の療育相談の充実.....	P39
		(62) 児童館・子育て支援センターでの支援の充実.....	P39
		(63) 機能訓練・保育の充実.....	P39
		(64) 障害児保育の充実.....	P39
		(65) 障害児等療育支援事業の周知.....	P39
3-1-3	機能訓練の推進	(66) 機能訓練事業の充実.....	P39
3-1-4	医療環境の充実	(67) 地域ケア体制の整備.....	P40
		(68) 障害者医療体制の充実.....	P40
		(69) 在宅医療体制の充実.....	P40
		(70) 自立支援医療の促進.....	P40
		(71) 医療費公費負担制度の推進.....	P40
3-1-5	精神保健活動の推進	(72) 精神障害者社会復帰事業の推進.....	P40
<b>2 特別支援教育の充実</b>			
3-2-1	就学前教育の充実	(73) 幼稚園における障害のある幼児の受入れの促進.....	P41
3-2-2	学校教育の充実	(74) 教職員の資質の向上.....	P41
		(75) 就学・教育相談の充実.....	P41
		(76) 特別支援教育の充実.....	P42
		(77) 交流及び共同学習の推進.....	P42
		(78) 学童保育の支援.....	P42
		(79) 学校施設のバリアフリー化の促進.....	P42
3-2-3	社会教育の充実	(80) 図書館サービスの充実.....	P42
		(81) 生涯学習講座の充実.....	P42

## 施策4 生きがいのあるまちづくり

<b>1 就労の場の確保</b>			
4-1-1	就労支援	(82) 雇用の場の拡大.....	P43
		(83) 就労相談の充実.....	P43
		(84) 町内企業への雇用促進及び啓発.....	P43
<b>2 社会参加の促進</b>			
4-2-1	社会参加への支援	(85) 障害者の社会参加への支援.....	P44
4-2-2	文化・スポーツ活動への支援	(86) 町主催のイベントにおける障害者参加の促進.....	P44
		(87) スポーツ・レクリエーション大会の支援.....	P44
		(88) 障害者スポーツの推進.....	P44
		(89) 障害者の文化活動支援.....	P44

## 施策5 安心・安全なまちづくり

<b>1 みんなにやさしいまちづくり</b>			
5-1-1	生活空間の整備	(90) 住みやすいまちづくりの総合的推進.....	P45
		(91) 歩道等の整備.....	P45
		(92) バリアフリーの商店街づくりの推進.....	P45
5-1-2	公共建築物の整備	(93) 町の施設のバリアフリー化の推進.....	P45
<b>2 移動しやすい環境の整備</b>			
5-2-1	交通機関の利用促進	(94) 人にやさしいバスの整備要請.....	P46
5-2-2	外出支援と移動手段の利用促進	(95) 福祉タクシー制度・自動車等燃料費給付制度の周知.....	P46
		(96) 福祉有償運送制度等の周知.....	P47
<b>3 防災・防犯体制の整備</b>			
5-3-1	在宅の障害者への対策	(97) 在宅の障害者の把握及び支援.....	P48
		(98) 防災知識の普及・啓発.....	P48
		(99) 障害者に配慮した防災基盤の整備.....	P48
5-3-2	社会福祉施設・民間福祉施設への対策	(100) 防災計画の策定.....	P48
		(101) 防災教育・防災訓練の実施.....	P48
		(102) 社会福祉施設と地域の連携.....	P49
		(103) 被災した在宅障害者の受入体制の整備.....	P49
		(104) 障害者に対する医療対策.....	P49
		(105) 障害者に対する広報・広聴体制.....	P49
5-3-3	防犯対策の整備	(106) 防犯対策の整備.....	P49

## 第3章 施策の内容

---

### 施策1 やさしいところのまちづくり

#### 1 基盤整備の推進

##### 〈現状と課題〉

障害者が身近な地域で安心して自立した生活を送るためには、障害者のニーズに合った、障害者施策の展開、地域福祉環境の整備が必要です。

地域福祉の推進のためには、地域住民の協力が不可欠なものです。地域での日常生活の中において、すべての人が気軽にに関わり合える関係をつくり、そこに行政も加わり、障害者、地域住民、行政の協働によって地域福祉活動の推進を図る必要があります。

##### 〈今後の方向性〉

#### 1-1-1 町民と行政の交流の推進

##### (1) 交流の機会の促進

懇談会等の開催により、交流の機会を促進します。

#### 1-1-2 交流拠点づくり

##### (2) 障害者の交流の拠点づくり

障害者の交流の機会と場の充実を図ります。

#### 1-1-3 情報提供体制の確立

##### (3) インターネットによる町民への情報提供

本町のインターネットのホームページに、障害者に必要と思われる情報を掲載していきます。パソコンや携帯電話からの閲覧が可能となっており、情報提供の充実を図ります。

##### (4) 障害者向けの効果的な情報提供

情報入手が難しい障害者には、視覚障害者用拡大読書器など日常生活用具の給付や声の広報等の配市により、情報の提供に努めます。

#### 1-1-4 行政の推進体制の確立

##### (5) 庁内各課連携体制の確立

計画の推進を図るため、庁内関係課の連携体制の強化を図ります。

##### (6) 関係機関との連携体制の確立

計画の総合的な推進を図るため、国・県をはじめ、近隣市町村や保健・医療・福祉等関連分野の各機関との連携体制の確立を図ります。

##### (7) 市民のプライバシー保護

本町は、個人情報やプライバシーの保護について慎重に配慮して業務を行っていますが、今後、さらに人権に配慮し、個人情報やプライバシー保護に努めます。



小鹿野町役場小鹿野庁舎



## 2 福祉の環境づくり

### 〈現状と課題〉

障害者が身近な地域で安心して暮らしていくためには、全ての人がお互いに尊重しあい、差別のない地域を実現することが重要です。町では、障害福祉の基本理念である「ノーマライゼーション」の理念に基づいて、福祉の環境づくりに努めてきましたが、さらに障害者の社会参加を推進していくために、地域全体で障害や障害者に対する正しい理解を深めていくことが、重要になります。

### 〈今後の方向性〉

#### 1-2-1 理解と交流の促進

##### (8) 広報・広聴活動の充実

町広報紙等に障害者（発達障害者及び高次脳機能障害者を含む。）や難病等患者に関わる情報を順次掲載していく等、広報活動の充実を図ります。施策等の広報に当たっては、専門用語の使用を避けるなど、分かりやすいものとするよう配慮します。また、広聴活動については、機会があるごとに障害者団体等を通じて行うなど障害者の意見・要望を幅広く取り入れることができるよう努めます。

##### (9) 啓発・交流活動の充実

障害者に関する正しい知識の普及や理解に努めるための、啓発活動を推進します。町民一人一人が、思いやりをもって必要なときに必要な手助けができる環境となるように交流活動の場を設けます。

##### (10) 障害者週間における啓発

障害者週間（12月3日～12月9日）を中心に、町民の障害に対する正しい知識の普及を図るために、広報紙やポスターによるPRを進めます。

##### (11) 一般の方への理解の推進

身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害者及び高次脳機能障害者を含む。）や難病等患者への理解を深め、障害者が差別をされたり、権利を侵害されることのないように一層の啓発活動に努めます。

## 1-2-2 福祉教育の充実

### (12) 福祉教育の充実

町では、保育所（園）、幼稚園、学校教育を通じて、障害や障害者に対する理解を広めるための福祉教育を進めてきました。子どもの頃から年齢に応じた福祉の心をもてるよう、家庭を含め地域、学校、行政が連携し、子どもたちが福祉について学ぶ機会の提供に努めます。



小鹿野町役場両神庁舎

## 3 支える人づくり

### 〈現状と課題〉

障害者の生活を支援していくためには、それを支える人材の育成や確保が必要となります。今後は、より身近なところで活動する町民ボランティアなどの人材等、福祉を支える町民の育成に努める必要があります。

### 〈今後の方向性〉

#### 1-3-1 人材の育成

##### (13) 専門的人材の育成

福祉サービスを実施するためには、専門的知識のある人を育て、確保していくことが欠かせません。保健師やホームヘルパー等に専門的知識を身に付けるための研修等を行い、資質の向上に努めます。

##### (14) 町職員研修の充実

障害について町職員の理解を促進するために、研修の充実を図り、町職員の資質向上に努めます。

#### 1-3-2 ボランティア活動の支援

##### (15) ボランティア講座の充実

ボランティアは、個人の自由な意思に基づく活動であり、個人の自発性や創意工夫が期待されます。今後は、社会経験の豊富な、定年退職後の高齢者等の人材の発掘も必要です。ボランティア講座の開催や講座修了者の活動を支援していきます。

##### (16) ボランティアに関する情報提供の充実

町のホームページにボランティア支援のページがあり、情報提供をしています。ボランティアを依頼するとき、ボランティア活動に参加するとき等の情報の充実に努めます。

## 4 権利擁護のとりくみ

### 〈現状と課題〉

障害者は、意思伝達、判断力が不十分なために、生活の様々な場面で権利を侵害され、福祉サービスの利用や金銭の管理等に援助が必要な場合があります。安心して生活が送れるように障害者に対して権利擁護の推進が必要です。

### 〈今後の方向性〉

#### 1-4-1 権利擁護の推進

##### (17) 権利擁護事業の普及

社会福祉協議会の事業として、権利擁護事業があります。知的障害者や精神障害者等判断能力が十分でないため、自らの選択により適切なサービスを利用することが困難な人に対して、福祉サービス利用の援助や日常的な金銭管理等を行います。また、窓口等における障害者への配慮について意識の向上を図るとともに障害者虐待防止センターの24時間対応を図ります。

##### (18) 成年後見制度の普及

知的障害者や精神障害者等の判断能力が十分でない人の保護（財産管理や身上監護）を行う成年後見制度及び法人後見や市町村長による申立ての制度について、機会があるごとに障害者団体等を通じてPRするとともに町広報等より周知し、普及を図ります。相談窓口である町の関係職員の資質を向上するなどの相談体制の整備等、制度の利用を促進するための体制を整備します。また、成年後見制度利用支援事業を継続して行うとともに、成年後見制度法人後見事業を行い、法人後見人の育成を図ります。



小鹿野町保健福祉センター福祉課窓口

## 施策2 いきいきと生活できるまちづくり

### 1 相談体制の整備

#### 〈現状と課題〉

障害者やその家族は、様々な心配事がかかえています。今後は、障害者の相談も多岐にわたり複雑になっていることから、専門的な相談員の育成や、※ピア・カウンセラーの配置も含めた総合相談窓口の設置や、より身近なところでの相談が出来るような体制の確保が必要となります。

#### 〈今後の方向性〉

##### 2-1-1 相談体制の整備

###### (19) 総合相談窓口の整備

障害者の様々な相談に対応できるよう、相談支援事業者等との連携を図り、相談体制の充実を図ります。

民生委員・児童委員、身体障害者相談員や知的障害者相談員等身近な相談体制の充実を図るとともに障害者による障害者の相談体制も充実させていきます。

特に発達障害や高次脳機能障害については、専門性が高いことから、国・県の専門機関や医療機関と連携するとともに、相談窓口である町の関係職員の資質を向上し、自立支援医療、障害者手帳、障害年金制度の周知、雇用継続等の適切な支援を図ります。また、特定疾病により介護保険制度が適用される第2号被保険者については、介護保険担当と障害福祉担当の連携を強め、切れ目のない支援に取り組みます。

※ピア・カウンセラー：ピア（PEER）とは、仲間、同じ背景をもつ人同士を意味します。「障害者こそ障害の専門家である」という概念のもと、障害という共通点をもつ者同士が、対等な仲間として助け合う方法の1つとしてピア・カウンセリングが使われています。相談にのる障害者が、「ピア・カウンセラー」と呼ばれています。

## 2 福祉サービスの充実

### 〈現状と課題〉

障害者が住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくために、障害者総合支援法に基づき、障害者のニーズに対応した適切なサービス提供ができるよう、計画的にサービス提供体制の整備を進める必要があります。

### 〈今後の方向性〉

#### 2-2-1 日中活動の場の確保（訪問系サービス・日中活動系サービス）

##### （20）居宅介護（ホームヘルプ）

日常生活に支障のある身体・知的・精神に障害のある人や障害児を対象に自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行う居宅介護の充実を図ります。

##### （21）重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。

##### （22）同行援護

移動に著しい困難のある視覚障害のある人を対象に、外出時における移動の援護や、移動に必要な情報提供を行います。

##### （23）行動援護

自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援の充実を図ります。

##### （24）重度障害者等包括支援

介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行い、支援します。

##### （25）短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する人が病気等の理由で一時的に介護ができない場合に施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う短期入所の利用促進を図ります。

##### （26）生活介護

常に介護を必要とする人に障害者支援施設等で、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。

### **(27) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）**

自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行い、支援します。

### **(28) 就労移行支援**

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行い、雇用への移行に向けた支援を行います。

### **(29) 就労継続支援（雇成型・非雇成型）**

(1) A型（雇成型）： 利用者と事業者が雇用関係を結び、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

(2) B型（非雇成型）： 一般企業等で雇用されることが困難な人に就労の機会を提供し、支援します。

### **(30) 療養介護**

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。

### **(31) 児童発達支援**

障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行い、支援します。

## **2-2-2 住まいの場の確保**

### **(32) 施設入所支援（障害者支援施設での夜間ケア等）**

施設に入所している人に、夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護等を行い、支援します。

### **(33) 共同生活援助（グループホーム）**

介護を必要とする障害者が夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等日常生活上の援助を行います。また、地域での生活を支援するためにグループホームの整備を広域的に促進します。

## 2-2-3 地域生活支援の充実

### (34) 相談支援事業

在宅の障害者やその家族の地域における生活を支援するため、障害のある人、その保護者、介護者等からの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のために必要な援助を行います。

### (35) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者等に外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活、社会参加を促進します。

### (36) 意思疎通支援事業（コミュニケーション支援事業から名称変更）

聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記等を行う人の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

### (37) 日常生活用具給付等事業

重度障害のある人等に対し、日常生活用具等の給付を行い、日常生活の便宜を図ります。（平成25年度実績 277件）

### (38) 福祉ホーム

住居を必要としている障害者に、低額な料金で居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います。

### (39) 地域生活支援センター事業

障害のある人に対して、通所による創作的活動や生産活動の機会を提供するほか、社会との交流の促進等により、障害のある人の地域生活支援に努めます。

### (40) 訪問入浴サービス事業

看護師等と介護職員が、重度の身体障害等により家庭での入浴が困難な人の家を訪問し、入浴サービスを提供します。（平成25年度実績 1人）

### (41) 更生訓練費給付事業

更生訓練を効果的に受けるために必要な文房具、参考書等を購入する費用を支給し、支援します。

### (42) 日中一時支援事業

在宅の障害児（者）を、障害福祉サービス事業所、地域の社会資源等を活用して一時的に預かり、家族の就労支援や介護負担の軽減を図ります。



#### **(43) 自動車運転免許取得・改造費助成事業**

重度身体障害者が就労等に伴い、自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する経費の一部を助成し、社会復帰の促進を図ります。(平成25年度実績 自動車運転免許取得 2件、自動車改造費 0件)

#### **(44) 芸術・文化講座開催等事業**

障害者の文化・芸術活動を振興するため、障害者の作品展や音楽会等文化・芸術活動の発表の場を設けるとともに、障害者の創作意欲を助長するための環境の整備や必要な支援を行います。

#### **(45) 声の広報等発行事業**

小鹿野町社会福祉協議会では、毎月「広報おがの」をボランティアが朗読した声の広報を作成し、視覚障害者に配市しています。今後も、障害者の方が地域生活を送る上で必要度の高い情報等を定期的に提供します。

#### **(46) 手話奉仕員養成研修事業**

手話奉仕員養成研修の実施について、秩父定住自立圏など広域的な事業としての実施を検討します。

### **2-2-4 補装具費の支給**

#### **(47) 補装具費の支給促進**

障害者の暮らしを容易にするために、失われた身体機能を補完又は代償するために必要な補装具費の支給を行っています。今後も、広報紙等を通じて制度の周知を図ります。(平成25年度実績 41件)

### **2-2-5 各種福祉サービスの支援**

#### **(48) 障害児(者)生活サポート事業の充実**

障害児・者生活サポート事業は、障害者の地域生活を支援するため、身近な場所で、障害児・者やその家族の必要に応じて、障害児・者の一時預かり、送迎サービス、外出援助等を行う事業です。障害児・者の実状を考慮し、より一層のサービスの充実を図ります。

#### **(49) 緊急通報システムの整備促進**

在宅の一人暮らし老人及び重度の障害者の家庭に、緊急通報システムを設置し、緊急事態に備える制度です。引き続き、緊急通報装置の設置に努めます。

#### (50) 難病施策の検討

難病患者の通院に要する交通費補助はもちろん、難病患者が各種福祉サービスを利用できるよう整備していきます。(平成25年度実績 交通費補助 48人)

#### (51) 地域活動支援センターへの支援

おがのふれあい作業所は、在宅の精神障害者が活動を通じて病気の再発を防ぐとともに社会適応能力の向上を図り、社会復帰を目指す施設です。

#### (52) 福祉の店への支援

おがのふれあい作業所で作ったものを販売する福祉の店の充実を図ります。現在は小鹿野町長寿ハウスで週4回、店を開いていますが、商品の販売だけでなく、町民と障害者のふれあいの拠点として充実を図ります。

### 2-2-6 財政援助の周知

#### (53) 各種軽減・年金・手当制度等の周知

障害者手帳の等級に応じた公的なサービスには、JR・私鉄・タクシー運賃等の割引や、税金の控除、NHK受信料の免除等、さまざまな割引制度があります。

町では関係機関と協力してPRを行い、周知を図ります。また、公的年金制度、各種手当制度等の周知を図ります。



小鹿野町長寿ハウスとおがのふれあい作業所

## 3 住宅環境の整備促進

### 〈現状と課題〉

障害のある人が住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送れるよう、また、介護者の負担を軽減することができるよう、障害のある人の日常生活に適する住環境を整備・促進する必要があります。

### 〈今後の方向性〉

#### 2-3-1 住宅環境の整備促進

##### (54) 住宅改修費給付事業の周知

下肢又は体幹に障害のある身体障害者手帳所持者3級以上で住宅の改修が必要な人を対象に、居宅内での移動を円滑にするために、小規模な住宅改修を行う場合に資金の一部を給付します。(日常生活用具給付事業 平成25年度実績 1件)

下肢又は体幹に障害のある身体障害者手帳所持者2級以上で住宅の改修が必要な人を対象に、日常生活の環境改善と自立を促進するために、居宅の一部を障害に応じて使いやすく改造する場合に、資金の一部を給付します。(重度障害者居宅改善整備事業 平成25年度実績 0件)

##### (55) 障害者住宅資金事業の周知

身体障害者と知的障害者を対象に、住宅の新築・改築について、住宅資金の貸付を行っています。社会福祉協議会とともに周知を図ります。(埼玉県障害者福祉資金)

##### (56) 町営住宅等の整備

本町には364戸の町営住宅がありますが、昭和40年代に建築されだものが多く、建て替えが必要となってきています。建て替えの際には、障害者や高齢者に配慮した住宅の整備を推進していきます。

##### (57) 民間住宅等の整備支援

障害者が暮らしやすい民間住宅の整備を促進するため、身体障害者や高齢者に配慮した住宅建設・改造について相談できる体制の整備を検討していきます。

## 施策3 すこやかに育むまちづくり

### 1 保健・療育・医療体制の整備

#### 〈現状と課題〉

障害は、発生予防から始まり、同時に早期発見・早期治療が求められています。障害者が健やかに安心して暮らしていくために、保健サービスや医療体制を充実し、障害の軽減、自立を促進するためのリハビリテーションをより一層高めていく必要があります。

また、精神障害者に対する正しい理解の普及を図るとともに、精神障害者の社会参加の促進を図る必要があります。

#### 〈今後の方向性〉

#### 3-1-1 健康診査の充実

##### (58) 乳幼児健康診査の充実

発達のつまずきを早期に発見し、早期治療により児童の健全育成を図ることを目的として乳幼児健康診査を実施しています。要経過観察児に対しては、言語聴覚士による言語相談、理学療法士によるリハビリ相談を行っています。また、医療でのフォローを必要とする乳幼児に対しては、適切な医療機関を紹介しています。

今後も、健診の重要性を啓発し、受診率の向上を図ります。また、要経過観察児に対しては、フォロー体制を充実していきます。

##### (59) 障害の発生予防・早期発見・早期治療

障害の発生予防・早期発見・早期治療のために、各種健康診査、がん検診、健康相談、健康教育、機能訓練、食生活改善推進運動による町民への健康づくり・障害への理解促進の啓発活動等、きめ細かな保健サービスの提供を図るとともに、健康管理システムの充実に努めます。

特に発達障害や高次脳機能障害については、専門性が高いことから、国・県の専門機関や医療機関とより密接な連携を図ります。

### 3-1-2 地域療育体制の整備

#### (60) 乳幼児訪問指導の充実

乳幼児に対し、発育・栄養・生活環境・疾病予防等育児上必要な事項について適切な訪問指導を実施するとともに、異常の早期発見や治療について助言します。

また、疾病や障害のある乳幼児と保護者に対しても、療育上の支援を行います。

#### (61) 障害児の療育相談の充実

障害児の親が抱えているさまざまな悩みの専門相談を行い、関係機関との連携を図り、療育上の支援を行います。また、秩父市の「星の子教室（児童発達支援）」との連携により、発達につまずきなどのある未就学児童やその保護者に対する支援、療育指導などの充実に努めます。

#### (62) 児童館・子育て支援センターでの支援の充実

乳幼児を持つ親子を対象に親子教室や相談事業を行っています。障害の発生予防として親子教室の中で、発達につまずきのある乳幼児への支援を関係機関と連携しながら行っていきます。

#### (63) 機能訓練・保育の充実

障害児の自立のために、集団指導等さまざまな保育を通して、障害がある子どもたちの日常生活能力の発達や集団生活への適応の訓練を支援します。

#### (64) 障害児保育の充実

障害のある子どもに対する保育サービスをさらに充実し、集団保育が可能で保育に欠ける児童について、特別保育事業の充実を図ります。また、障害児保育を促進するため、保育士の研修を行う等受入れ体制の充実を図ります。

障害児の放課後における学童保育については、関係機関と連携を図りながら受入れ体制の充実を図ります。（特別保育事業実施支援）

#### (65) 障害児等療育支援事業の周知

県で行う障害児等の支援事業の周知を図ります。

### 3-1-3 機能訓練の推進

#### (66) 機能訓練事業の充実

町立小鹿野中央病院の訪問リハビリテーションの活用を促進する等、機能訓練の充実を図ります。

### 3-1-4 医療環境の充実

#### (67) 地域ケア体制の整備

本町では、町立小鹿野中央病院と保健福祉センターが一体となり「地域包括ケアシステム」の推進をしています。保健・医療・福祉が一体となり、健康維持・増進、治療、介護等の包括ケア体制の充実を図ります。

#### (68) 障害者医療体制の充実

医師会、歯科医師会や関係機関の理解と協力を得ながら、障害者が気軽に受診できる地域医療体制の整備を促進します。また、医療機関との連携による健康管理の充実を促進します。

#### (69) 在宅医療体制の充実

医療機関による障害者への訪問診療、訪問看護の充実を医師会や関係機関の理解を得ながら、促進します。

また、往診による歯科診療の充実を図るため、歯科医師会と連携を密にし、その充実を図ります。

#### (70) 自立支援医療の促進

自立支援医療は、更生医療、育成医療、精神通院医療の3つで構成されています。自立支援医療の周知を図り、その円滑な利用を促進するとともに、適正な給付に努めます。(平成25年度実績 更生医療1人、育成医療3人、精神通院医療148人)

#### (71) 医療費公費負担制度の推進

本町では、障害者の経済的支援を図るため、重度心身障害者医療費助成(1～3級の身体障害者手帳所持者、㉔～Bの療育手帳所持者、1級の精神保健福祉手帳所持者のうち65歳未満で重度心身障害者となった人)を実施しています。医療費公費負担制度の周知に努め、障害者への医療費負担に対する経済的支援を、引き続き行います。(平成25年度実績 438人)

### 3-1-5 精神保健活動の推進

#### (72) 精神障害者社会復帰事業の推進

精神障害者の社会復帰を進めるため、県で実施している精神障害者地域移行支援事業等について周知を図ります。

## 2 特別支援教育の充実

### 〈現状と課題〉

障害のある子どもの教育については、障害の特性を考慮して障害の状態や能力、適正等に応じた教育の場や学習の機会を提供し、幼児児童生徒一人一人の個性を尊重した教育を展開していく必要があります。学童保育等、放課後の居場所づくりを含めた児童生徒の放課後対策の充実や学校等の施設においては、バリアフリー化の推進、学習環境の整備等充実を図る必要があります。

障害のある子どもの理解を図る教育活動を進めるとともに、特別支援教育の充実を図り、教育環境についても整備を推進していきます。

### 〈今後の方向性〉

#### 3-2-1 就学前教育の充実

##### (73) 幼稚園における障害のある幼児の受入れの促進

障害のある幼児の教育は、発育段階に応じた、きめ細やかな支援や援助が大切です。また、集団生活における友達とのふれあいの中から、人との関わりを広げること大切で。今後も、障害のある幼児の受入れ体制の充実を図ります。

#### 3-2-2 学校教育の充実

##### (74) 教職員の資質の向上

教職員がさまざまな障害及び障害者に対する理解と認識を一層深めるとともに児童生徒一人一人に応じた適切な指導ができるように、研修体制を充実し教職員の資質の向上に努めます。

##### (75) 就学・教育相談の充実

就学相談や教育相談において、障害のある幼児児童生徒の障害の特性や程度を的確に把握し、保護者に情報を提供して指導・助言を行っています。今後も、早期から相談に応じ、その子に適した教育が受けられるよう就学相談等の活動の充実を図っていきます。

#### (76) 特別支援教育の充実

障害のある児童生徒の教育は、自立や社会参加に向けて、一人一人の教育的ニーズを把握し、その可能性や能力を最大限に高め、生活や学習上の困難を改善・克服するために、特別支援学級の設置等適切な教育的支援を行うという考えに基づいて推進していきます。各学校においては、在籍するLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）、高機能自閉症等を含め障害のある児童生徒については、校内委員会を設置し、特別支援教育のコーディネーターを校務分掌に位置付ける等、校内の支援体制の充実を図り、特別支援学校とも緊密に連携するなどして、一人一人の教育的ニーズに応じた支援を進めていきます。

#### (77) 交流及び共同学習の推進

支援籍の制度を活用し、小中学校と特別支援学校の児童生徒が「ともに」活動し、「ともに」学ぶ機会を設けることは、豊かな人間性や社会性を育む上で大きな意義があります。今後も、関係機関との連携強化を図り、心豊かな思いやりのある児童生徒の育成を目指し、幅広い交流及び共同学習を推進します。

#### (78) 学童保育の支援

障害のある児童生徒が豊かな放課後の時間を過ごし、地域の中で成長していくため、学童保育を支援していきます。

#### (79) 学校施設のバリアフリー化の促進

町内の小中学校に通う障害のある児童生徒が、校内で不自由なく快適に過ごせるように、学校施設の環境整備に努めます。障害のある保護者についても、配慮がなされるよう施設整備を図ります。

### 3-2-3 社会教育の充実

#### (80) 図書館サービスの充実

埼玉県立図書館等の大活字本、点字図書、字幕入りビデオ、朗読テープ等を活用するための周知を図り、利用を促進します。

#### (81) 生涯学習講座の充実

町内では、手話サークルが活動しています。今後、障害者の生涯学習講座の開設に向けて検討していきます。



## 施策4 生きがいのあるまちづくり

### 1 就労の場の確保

#### 〈現状と課題〉

就労は、障害者が地域で自立して生活していくために、非常に大切なことです。また、収入を得るだけでなく、社会参加の促進、さらには“生きがい”につながっていきます。

障害のある就労希望者は、原則として、ハローワーク（公共職業安定所）に求職登録を行うことになっています。ハローワークでは、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づいて、障害者に対する職業紹介、職業訓練、事業主に対する助成、職場定着までの相談・指導等が行われています。障害者の意思や能力に応じた就職先が選択できるよう支援していく必要があります。

障害者総合支援法のもとでは、一般企業に就労することが困難な障害者の就労について、自立支援給付における訓練等給付の就労移行支援、就労継続支援等の利用促進を図り、障害の程度や適正に応じた能力を開発する訓練や就労のための総合支援を充実させることが求められます。

#### 〈今後の方向性〉

##### 4-1-1 就労支援

###### （82）雇用の場の拡大

障害者の適性や能力に応じた就労の場の確保のために、ハローワークや障がい者就労支援センターキャップ等と連携を図り、秩父郡市で協力しながら事業主へ働きかけを行います。また、障害者雇用の啓発活動を行い、障害者が働きやすい職場環境づくりを推進します。

町における物品等の調達については、障害者優先調達推進方針に基づき障害者就労支援施設等からの調達を推進します。

###### （83）就労相談の充実

障害のある人が就労し、生きがいを持って生活できるように、秩父障がい者就労支援センターキャップ等と連携して、障害者等から相談を受けるとともに、就労希望者の適性によるきめ細かな対応により職場が得られるよう支援に努めます。

###### （84）町内企業への雇用促進及び啓発

一人でも多くの障害者の雇用が促進されるよう、ハローワーク（公共職業安定所）等の関係機関と連携をとりながら、障害者雇用促進のための啓発活動、PR活動を進めていきます。

## 2 社会参加の促進

### 〈現状と課題〉

障害者にとって、文化活動やスポーツ活動等社会参加は、生きがいづくり、健康づくりに役立つだけでなく、一人の人間として成長するために非常に重要なことです。

障害者が気軽にイベント等に参加できる社会的条件を整え、社会参加を促進する必要があります。

### 〈今後の方向性〉

#### 4-2-1 社会参加への支援

##### (85) 障害者の社会参加への支援

福祉有償運送等の行動範囲拡大のための福祉サービスや手話通訳者等の派遣制度などの周知を図り、社会参加への支援を行います。

日常会話程度の手話表現技術を習得する手話奉仕員養成研修事業を行います。

#### 4-2-2 文化・スポーツ活動への支援

##### (86) 町主催のイベントにおける障害者参加の促進

本町が主催するイベントに、障害者が誰でも参加しやすいよう、会場を整備する等、障害者への配慮に努めます。また、障害者や障害者団体のニーズをふまえながら、障害者が気軽に参加できる事業の実施を検討します。

##### (87) スポーツ・レクリエーション大会の支援

障害のある人が各種のスポーツ・レクリエーション大会等に参加し、楽しむことができるよう支援します。

##### (88) 障害者スポーツの推進

障害者のスポーツ大会等への参加を呼びかけ、障害者がスポーツを通して多くの人と交流できるよう、支援します。また障害者スポーツを推進するにあたって、ボランティアの協力について、働きかけていきます。

##### (89) 障害者の文化活動支援

障害者団体の文化活動に対して、情報を提供する等支援していきます。また、障害者が積極的に文化活動に参加できるよう、支援します。

## 施策5 安心・安全なまちづくり

### 1 みんなにやさしいまちづくり

#### 〈現状と課題〉

障害者が、地域の中で安全で快適に生活していく上で、現在の社会には様々な障壁（バリア）が存在します。

「埼玉県福祉のまちづくり条例」を踏まえ、道路、公園、公共交通機関、公的建築物等において、高齢者や障害者等すべての人が利用しやすい施設になるように整備が必要です。また、ハード面のバリアフリー化だけでなく、社会参加、情報、教育、文化、コミュニケーション、人々の意識等、あらゆる分野において、より一層のバリアフリー化も必要です。

また、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを推進する必要があります。

#### 〈今後の方向性〉

##### 5-1-1 生活空間の整備

###### （90）住みやすいまちづくりの総合的推進

まちづくりは、すべての人にとって、安全で住みやすい環境と実感されるように進めなければなりません。すべての町民に安全で快適に使いやすい施設となるようなまちづくりに努めます。

###### （91）歩道等の整備

新たに整備を行う歩道については、段差解消や点字ブロックの整備など障害者等に配慮した歩道の整備に努めます。

###### （92）バリアフリーの商店街づくりの推進

障害者、高齢者、児童等が安心して買い物を楽しめるように、ドアの改善、駐車場での子椅子スペースの確保等のハード面、陳列表示、販売方法等のソフト面の充実を、商工会等に要望していきます。

##### 5-1-2 公共建築物の整備

###### （93）町の施設のバリアフリー化の推進

利用しやすい公共施設にするため、多目的トイレ、スロープ、点字ブロック等の整備に努め、バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を図ります。障害者用駐車場の適正利用を図るため全面青色塗装を推進します。

## 2 移動しやすい環境の整備

### 〈現状と課題〉

自由に移動できなければ、暮らしの幅が限られたものになります。障害者の日常生活や社会参加を容易にし、生活領域の拡大を図るため、誰もが移動しやすい環境の整備を図ります。

### 〈今後の方向性〉

#### 5-2-1 交通機関の利用促進

##### (94) 人にやさしいバスの整備要請

誰もが利用しやすいバスにするため、ノンステップバス、わかりやすい案内表示装置や音声案内等の導入、屋根付きバス停留所の整備等を、関係機関に要請していきます。

#### 5-2-2 外出支援と移動手段の利用促進

##### (95) 福祉タクシー制度・自動車等燃料費給付制度の周知

障害者の生活圏の拡大と社会参加を図るための移動手段として必要な、福祉タクシー利用料金助成制度及び身体障害者自動車等燃料費給付制度等について、広報紙等で周知を図ります。(平成25年度実績 福祉タクシー 37人、自動車等燃料費給付 135人)



ストマ用装具利用者トイレ (小鹿野庁舎前観光案内所)

## (96) 福祉有償運送制度等の周知

小鹿野町社会福祉協議会では、障害者等の通院、買い物、レジャー等の移動の利便を図るために、平成19年2月から福祉有償運送（ハッピー・パートナー）を実施しています。より多くの人に利用していただくために周知に努めるとともに、予約受付期間の変更など福祉有償運送制度がより利用しやすくなるよう社会福祉協議会に求めてまいります。

また、障害者の地域生活を支援するため、身近な場所で障害児・者やその家族の必要に応じて、送迎サービス、外出援助等を行う障害児・者生活サポート事業についても周知を図ります。（平成25年度実績 ハッピー・パートナー登録者数 384人、生活サポート登録者数 58人）



小鹿野町社会福祉協議会事務所と  
福祉有償運送（ハッピーパートナー）の車両

### 3 防災・防犯体制の整備

#### 〈現状と課題〉

障害者に対する犯罪や事故の防止及び火災や地震等の災害に対する防犯・防災対策に積極的に取り組む必要があります。

防災や防犯に対する啓発活動をより一層充実させ、地域住民の協力を得ながら、支援できる地域体制づくりに努める必要があります。

#### 〈今後の方向性〉

##### 5-3-1 在宅の障害者への対策

###### (97) 在宅の障害者の把握及び支援

災害時要援護者名簿への登録を促進することにより、在宅の障害者及びその居住地域の安全性について把握し、必要な支援や防災知識の普及・啓発に努め、災害発生時に地域住民による協力体制を確立し、適切な行動がとれるよう努めます。

人工呼吸器療法利用者、在宅酸素療法利用者及び人工透析患者等の災害発生時の支援を図ります。

###### (98) 防災知識の普及・啓発

広報紙等により、防災知識の普及・啓発に努めます。

###### (99) 障害者に配慮した防災基盤の整備

災害時に避難する道路や避難所の出入口等に、障害者の避難の妨げになるようなものを無くし、避難しやすくなるよう努めます。また、被災の地域、内容及び対象者による支援方法等を記載した災害時障害者避難支援マニュアルを作成するとともに福祉避難所の設置を拡大します。

##### 5-3-2 社会福祉施設・民間福祉施設への対策

###### (100) 防災計画の策定

福祉施設は、入所者や利用者の安全な避難を確保するため、防災計画が必要です。計画の充実を関係機関と連携しながら働きかけていきます。

###### (101) 防災教育・防災訓練の実施

災害時に防災計画が有効に機能するためには、入所者や利用者への防災教育や、定期的な防災訓練が欠かせません。施設管理者に対し、防災教育・防災訓練の充実を関係機関と連携しながら働きかけていきます。

### (102) 社会福祉施設と地域の連携

災害時にすみやかに避難するためには、施設関係者だけではなく、地域の協力が欠かせません。普段から災害時を想定した連携体制の整備に努めるよう、施設管理者に対して働きかけていきます。

### (103) 被災した在宅障害者の受入体制の整備

施設管理者に対し、在宅の重度障害者や寝たきりの高齢者の受け入れ体制の整備を進めるよう、働きかけていきます。また、生活上特別な配慮が必要な重度障害者に対しては、関係機関と連携をとり、補装具、生活用具、手話通訳等について、適切な対応がとれるよう努めます。

### (104) 障害者に対する医療対策

災害によるショックや避難先の長期にわたる不自由な生活は、障害者や難病等患者の心身に大きな影響をもたらします。このため、それぞれの障害に配慮した医療対策が必要です。在宅療養者には巡回相談等を行い、心身の安定に努めます。

また、医療機関と協議し、透析患者等の情報を整備して、必要な医療が受けられる体制を検討します。

### (105) 障害者に対する広報・広聴体制

避難所等で障害者への情報提供や、相談に対応するための支援体制を検討します。

## 5-3-3 防犯対策の整備

### (106) 防犯対策の整備

小鹿野警察署と町内 4 箇所の駐在所、地域住民の連携により、地域防犯活動を推進します。防犯教室等を開催し、犯罪に応じた防犯指導や、啓発広報活動を推進し、防犯知識の普及に努めます。



防災行政無線





## 第Ⅲ部 第4期小鹿野町障害福祉計画

# 第1章 障害福祉計画の基本方針

---

障害福祉計画は、4つの基本方針に基づいて推進します。

## (1) 地域生活への移行を推進

障害者の自立支援の観点から国、県、事業者、障害者団体等の関係機関と連携して、障害者施設及び精神病院から地域生活への移行に努めます。

また、障害者の地域生活移行を進めるため、広域的にグループホームでの「住まいの場」の設置を促進するとともに、「日中活動の場」の充実を図ります。

## (2) サービス提供体制の充実

障害者のニーズに対応した適切なサービス提供が出来るように、障害者総合支援法の施行に伴い新たに定められた訪問系、日中活動系、居住系、地域生活支援事業の各サービスについて、広域的に提供体制の充実を図ります。特に日中系のサービス事業者が不足していることから、事業者の育成を図るとともに、秩父地域自立支援協議会を活用しサービスの充実に努めます。また、重度の障害（児）者に対するサービス体制の整備を広域的に推進します。

## (3) 就労支援の強化

障害者が地域で自立した生活を送るためには、それぞれの意欲や能力に応じて働くことが出来るよう支援する体制づくりが必要です。福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場を確保していきます。

また、福祉施設や教育機関、ハローワーク（公共職業安定所）や秩父障がい者就労支援センター「キャップ」、地域の企業と協力し、広域的に雇用の促進に努めます。

## (4) 相談支援の充実

障害者が地域で自立した生活を送るためには、サービスの適切な利用を支える相談支援体制が不可欠です。障害者が総合的なサービスを容易に利用できるよう、相談支援事業の充実と利用促進を図ります。秩父地域自立支援協議会では、「くらす部会」「そだてる部会」「はたらく部会」の3つの専門部会を立ち上げ、地域の課題を運営会議で検討、調整しています。秩父地域自立支援連絡協議会を活用し、幅広いニーズに対応できるネットワーク作りを推進します。

## 第2章 自立支援給付と地域生活支援事業

---

制度の全体像は、「自立支援給付」と「地域生活支援事業」の2つからなります。

「自立支援給付」は、介護給付、訓練等給付、補装具費の支給、自立支援医療によって構成されるものです。介護給付と訓練等給付により提供される各種サービスは「障害福祉サービス」と呼ばれます。

サービスについては、個別に支給決定が行われるのが「障害福祉サービス」であるのに対し、市町村の創意工夫により地域の実情に応じて柔軟に実施できるのが「地域生活支援事業」です。

障害者の地域における生活を支援し、家庭での介護者の負担の軽減を図るため、介護給付、訓練等給付、自立支援医療費、補装具費等自立支援給付の充実と地域生活支援事業の柔軟な実施に努めます。

## 第3章 サービス見込量について

福祉施設入所者及び入院中の精神障害者の地域生活への移行、福祉施設通所者の一般就労への移行を進めていきます。

サービス見込量については、障害者の自立支援の観点から「地域生活移行」や「就労支援」を的確に行うため、目標値を設定しました。

### 1 福祉施設入所者の地域生活への移行

施設入所者の地域への移行を進めるため、施設入所者のうち、今後日中活動系サービスを利用し、グループホーム、一般住宅に移行する人の数を見込みます。本町は、12.0%（3人）の地域移行を目指します。

#### 【福祉施設の入所者の地域生活への移行】

	項目	目標	実績 (見込み)	考え方等
第三期計画	平成 17 年 10 月 1 日の入所者数 (A)		28 人	第 1 期障害福祉計画の作成時点の数
	地域生活移行者数	4 人 (14.3%)	4 人 (14.3%)	上記入所者のうち、平成 26 年度末までに施設入所からグループホーム等への地域移行者数
	施設入所者の削減数 (A-B)	4 人 (14.3%)	4 人 (14.3%)	平成 26 年度末段階での削減見込み者数
	平成 27 年 3 月 31 日の入所者数 (B)	24 人	24 人	

	項目	目標	実績	考え方等
第四期計画	平成 25 年度末の入所者数 (A)		25 人	
	地域生活移行者数	3 人 (12.0%)	-	参考：国の目標値は 12.0%
	施設入所者の削減数 (A-B)	2 人 (8.0%)	-	参考：国の目標値は 4.0%
	平成 30 年 3 月 31 日の入所者数 (B)	23 人	-	

## 2 入院中の精神障害者の地域生活への移行

平成29年度までに条件が整えば退院可能な精神障害者の地域生活への移行を目指します。今後日中活動系サービスやグループホーム等の整備が必要となります。

### 【入院中の精神障害者の地域生活への移行】

第三期計画	項目	目標	実績 (見込み)	考え方等
	平成24年4月1日現在の退院可能な精神障害者数			1人
	地域移行見込者数	1人	1人	上記のうち、平成26年度末までに地域移行を目指す人数

第四期計画	項目	目標	考え方等
	平成29年度3か月時点の退院率	64.0%	・入院後3ヶ月時点の退院率 前年6月1ヵ月間の新入院患者のうち、前年6月～8月に退院した患者数の合計を、前年6月1ヵ月間の新入院患者数で割り、%で表したもの 参考：国の目標値は64.0%
平成29年度1年時点の退院率	91.0%	・入院後1年時点の退院率 前年6月1ヵ月間の新入院患者のうち、前年6月～当年5月に退院した患者数の合計を、前年6月1ヵ月間の新入院患者数で割り、%で表したもの 参考：国の目標値は91.0%	

## 3 地域生活拠点等の整備

国は、地域生活支援拠点等について、平成29年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つ整備することを目標として掲げています。

### 【地域生活支援拠点等の整備】

項目	数値	考え方等
地域生活支援拠点の整備数	1か所	参考：国の目標は各市町村または圏域に1つ以上

## 4 福祉施設から一般就労への移行支援

福祉施設利用者の一般就労への移行は、就労移行支援事業、就労継続支援事業により推進します。本町は福祉施設利用者のうち、平成29年度では、4人の一般就労移行を目指します。

### 【福祉施設から一般就労への移行支援】

	項目	目標	実績	考え方等
第三期計画	平成23年度の一般就労移行者数		0人	平成23年度において福祉施設を退所し、一般就労した人数
	平成26年度の一般就労移行者数	1人	1人	平成26年度において福祉施設を退所し、一般就労した人数

	項目	目標 (増加割合)	実績	考え方等
第四期計画	平成24年度の一般就労移行者数		2人	
	平成29年度の一般就労移行者数	4人 (100%)	-	参考：国の目標値は100% 埼玉県目標値は30%

	項目	目標 (増加割合)	実績	考え方等
第四期計画	平成25年度末時点の就労移行支援事業利用者数		2人	
	平成29年度末時点の就労移行支援事業利用者数	4人 (100%)	-	参考：国の目標値は100% 埼玉県目標値は30%

	項目	目標	実績	考え方等
第四期計画	平成25年度末時点の就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所		0事業所	
	平成29年度末時点の就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所	1事業所	-	参考：国の目標値は50%

## 第4章 訪問系サービスについて

訪問系サービスには、居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者包括等支援のサービスがあります。

訪問系サービスは、地域生活への移行を推進するうえで、重要であることからサービス需要に応じたサービス量の提供体制を確保します。

### 【サービスの種類及び内容】

区分	名称	サービス内容	
訪問系サービス	介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の身体介護や家事援助等の支援を行います。
		重度訪問介護	重度の障害者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的にを行います。
		同行援護	移動に著しい困難のある視覚障害のある人を対象に、外出時における移動の援護や、移動に必要な情報提供を行います。
		行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
		重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に提供します。

### 【サービスの実績及び見込み量】

種類	単位	H24 目標 (実績)	H25 目標 (実績)	H26 目標 (見込み)	H27 見込み	H28 見込み	H29 見込み
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	時間 月	260 (234)	270 (262)	280 (294)	430	480	510
	人/月	26 (26)	27 (28)	28 (29)	31	35	38

## 第5章 日中活動系サービスについて

日中活動系サービスの利用は、利用者の状況に応じて居住系サービスと組み合わせることで必要なサービスを選択することができるため、多様なサービス需要への対応が必要となってきます。そのため、利用者の個々のニーズに合わせて、適切なサービスが受けられるよう支援していきます。

### 【サービスの種類及び内容】

区分	名称	サービス内容	
日中活動系サービス	介護給付	生活介護	常に介護を必要とする人に、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
		療養介護	医療と常時介護を必要とする人に医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
		短期入所(ショートステイ)	自宅で介護する人の介護負担を軽減するために施設で介護を行います。
	訓練等給付	自立訓練(機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
		就労移行支援	一般企業等での就労を希望する人に一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
		就労継続支援(A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
		児童発達支援	障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。



【サービスの実績及び見込み量】

種類	単位	H24 目標 (実績)	H25 目標 (実績)	H26 目標 (見込み)	H27 見込み	H28 見込み	H29 見込み
生活介護	人日 /月	880 (870)	924 (887)	990 (985)	968	1,012	1,078
	人/月	40 (41)	42 (42)	45 (42)	44	46	49
自立訓練 (機能訓練)	人日 /月	22 (0)	22 (0)	22 (0)	22	22	22
	人/月	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1	1	1
自立訓練 (生活訓練)	人日 /月	176 (169)	220 (160)	264 (170)	210	210	210
	人/月	8 (9)	10 (10)	12 (9)	10	10	10
就労移行支援	人日 /月	44 (40)	44 (28)	44 (36)	60	60	80
	人/月	2 (2)	2 (2)	2 (2)	3	3	4
就労継続支援 (A型)	人日 /月	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0	0
	人/月	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0	0
就労継続支援 (B型)	人日 /月	221 (278)	272 (334)	306 (350)	540	580	660
	人/月	13 (13)	16 (18)	18 (19)	27	29	33
療養介護	人日 /月	- (87)	- (92)	- (92)	93	93	93
	人/月	3 (3)	3 (3)	3 (3)	3	3	3
短期入所	人日 /月	100 (60)	120 (44)	150 (89)	96	108	120
	人/月	10 (8)	12 (6)	15 (7)	8	9	10

## 第6章 居住系サービスについて

居住系サービスには、施設入所支援、共同生活援助のサービスがあります。

障害者支援施設入所者及び入院中の精神障害者の地域生活への移行を進めるために、広域的にグループホームの計画的な設置を促進します。

### 【サービスの種類及び内容】

区分		名称	サービス内容
居住系サービス	介護給付	施設入所支援 (障害者支援施設での 夜間ケア等)	施設に入所する方に対して、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	訓練等給付	共同生活援助 (グループホーム)	介護を必要とする障害者が夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等日常生活上の援助を行います。

### 【サービスの実績及び見込み量】

種類	単位	H24 目標 (実績)	H25 目標 (実績)	H26 目標 (見込み)	H27 見込み	H28 見込み	H29 見込み
共同生活援助	人/月	18 (20)	20 (20)	22 (20)	22	24	26
施設入所支援	人/月	30 (27)	28 (25)	26 (24)	25	24	23

## 第7章 計画相談支援について

---

地域で生活するために必要となるさまざまな福祉サービス等をより効率的に利用していただくために、指定特定相談支援事業所が作成した「サービス等利用計画（案）」を参考にサービスの支給決定を行います。

### 【サービスの実績及び見込み量】

種類	単位	H24 目標 (実績)	H25 目標 (実績)	H26 目標 (見込み)	H27 見込み	H28 見込み	H29 見込み
計画相談支援	人/月	10 (2)	20 (8)	30 (9)	15	17	20
地域移行支援	人/月	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1	1	1
地域定着支援	人/月	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1	1	1

## 第8章 障害児支援について

---

児童発達支援は、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行うサービスです。

放課後児童デイサービスは、学校（幼稚園及び大学を除く）に就学している障害児に、生活能力向上のための訓練、社会との交流の促進、放課後等の居場所づくりを行うサービスです。

保育所等訪問支援は、保育所等を現在利用中の障害児、又は今後利用する予定の障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、訪問支援を実施することにより、保育所等の安定した利用を促進するサービスです。

障害児相談支援は、障害児通所支援（児童発達支援等）を利用するための障害児支援利用計画を作成し、障害児支援施設等の連絡・調整を行うサービスです。さらに一定期間ごとに、サービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行います。

### 【サービスの実績及び見込み量】

種類	単位	H24 目標 (実績)	H25 目標 (実績)	H26 目標 (見込み)	H27 見込み	H28 見込み	H29 見込み
児童発達支援	人日/ 月	- (9)	- (21)	- (19)	25	30	35
	人/月	1 (2)	2 (5)	3 (5)	5	6	7
放課後等デイサービス	人日/ 月	- (0)	- (0)	- (0)	66	66	66
	人/月	- (0)	- (0)	- (0)	3	3	3
保育所等訪問支援	人日/ 月	- (0)	- (0)	- (0)	0	0	0
	人/月	- (0)	- (0)	- (0)	0	0	0
医療型児童発達支援	人日/ 月	- (0)	- (0)	- (0)	0	0	0
	人/月	- (0)	- (0)	- (0)	0	0	0
福祉型児童入所支援 医療型児童入所支援	人/月	/	/	/	/	/	/
障害児相談支援	人/月	- (0)	- (1)	- (1)	1	1	2

## 第9章 自立支援医療について

更生医療、育成医療、精神通院医療の自己負担は、原則として1割負担ですが、低所得世帯に属する人については、月当たりの負担額に上限が設定されています。また、一定の負担能力がある人であっても、「重度かつ継続」に該当する場合には、継続的に相当額の医療費負担が発生することから、月当たりの負担額に上限を設定しています。

自立支援給付における自立支援医療の周知を図り、その円滑な利用を促進するとともに、適正な給付に努めます。

## 第 10 章 補装具費の支給について

---

補装具については、これまでの補装具交付制度が、補装具費（購入及び修理の費用）支給制度に変わりました。自己負担は原則として、1割を利用者が負担することとなります。ただし、所得に応じて一定の負担上限が設定されています。今後とも、障害者のニーズに対応するために制度の周知に努めます。

## 第 11 章 地域生活支援事業について

---

地域生活支援事業は、障害者及び障害児がその有する能力や適性に応じ、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるように生活をサポートするサービスで、障害者のニーズに合わせて柔軟なサービスを提供することにより、障害の有無に関わらずお互いの人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる社会の実現を目的とした事業です。具体的には、障害者やその家族の相談に応じるとともに、福祉サービスにかかる情報提供と援助、サービス提供機関の紹介、権利擁護のために必要な援助を行う相談支援事業を初め、成年後見制度利用支援事業、移動支援等があります。

地域生活支援事業には、必ず実施しなければならない事業（必須事業）と市町村の判断で地域特性等により柔軟に実施できる事業（任意事業）から構成されています。

年齢や障害種別等に関わりなく、できるだけ身近なところで必要なサービスが受けられるよう、地域生活支援事業を推進します。

## (1) 必須事業

### 【サービスの種類及び内容】

区分	名称	サービス内容
地域支援生活事業	(1) 理解促進研修・啓発事業	地域の住民に対して、障害者及び障害児に対する理解を深めるために、市が実施する研修・啓発事業です。
	(2) 自発的活動支援事業	障害者及び障害児やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援事業です。
	(3) 相談支援事業	①相談支援事業 障害者やその家族の相談に応じるとともに、福祉サービスにかかる情報提供と援助、サービス提供機関の紹介、権利擁護のために必要な援助を行います。
		②基幹相談支援センター等機能強化事業 基幹相談支援センターは、地域の相談支援の中核的な役割（地域の相談支援専門員の人材育成、広域的な調整、地域移行等に係るネットワーク構築、権利擁護、虐待対応等）を実施します。 さらに、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置し、相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施することを基幹相談支援センター等機能強化事業といいます。
		③住宅入居等支援事業（居住サポート事業） 賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者に対し、入居に必要な調整等にかかる支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者の地域生活を支援する事業です。
	(4) 成年後見制度利用支援事業	成年後見制度による支援が必要な知的障害者・精神障害者に対し、制度の利用を支援する事業です。
	(5) 成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図る事業です。
	(6) 意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者及び障害児に、障害者及び障害児とその他の者との意思疎通を仲介する手話通訳者及び要約筆記者の派遣等を行う事業です。
	(7) 日常生活用具給付等事業	重度障害者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与する事業です。
(8) 手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害者等との交流活動の促進、支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修する事業です。	
(9) 移動支援事業	移動支援事業は、屋外での移動が困難な障害者及び障害児に対し、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とする事業です。	

区分	名称	サービス内容
	(10)地域活動支援センター事業	障害のある人が通所により、創作活動又は生産活動の等を行い、社会との交流の促進を図ります。地域活動支援センターには基礎的な事業と機能強化事業があります。

### 【サービスの実績及び見込量】

事業名	単位	H24 目標 (実績)	H25 目標 (実績)	H26 目標 (見込み)	H27 見込み	H28 見込み	H29 見込み
(1) 理解促進研修・啓発事業		-	- (実施)	- (実施)	実施	実施	実施
(2) 自発的活動支援事業		-	- (実施)	- (実施)	実施	実施	実施
(3) 相談支援事業							
① 障害者相談支援事業	箇所	3 (3)	3 (3)	3 (3)	3	3	3
基幹相談支援センター		-	-	1 (0)	-	-	実施
② 基幹相談支援センター等機能強化事業		-	-	-	実施	実施	実施
② 住宅入居等支援事業	箇所	3 (3)	3 (3)	3 (3)	実施	実施	実施
(4) 成年後見制度利用支援事業	人	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1	1	1
(5) 成年後見制度法人後見支援事業		-	- (実施)	- (実施)	実施	実施	実施
(6) 意思疎通支援事業							
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	人	12 (13)	12 (15)	12 (15)	12	12	12
② 手話通訳者設置事業	人	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0	0
(7) 日常生活用具給付等事業							
① 介護・訓練支援用具	件	2 (2)	2 (0)	2 (1)	2	2	2
② 自立生活支援用具	件	2 (2)	2 (3)	2 (1)	2	2	2
③ 在宅療養等支援用具	件	1 (1)	1 (1)	1 (2)	1	1	1
④ 情報・意思疎通支援用具	件	1 (1)	1 (4)	1 (3)	1	1	1
⑤ 排泄管理支援用具	人	19 (25)	20 (24)	22 (23)	23	24	25
⑥ 居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件	1 (0)	1 (1)	1 (0)	1	1	1

事業名	単位	H24 目標 (実績)	H25 目標 (実績)	H26 目標 (見込み)	H27 見込み	H28 見込み	H29 見込み	
(8) 手話奉仕員養成研修事業 実養成講習終了見込者数(下段 登録見込者数)		-	-	-	0 0	0 0	0 0	
(9) 移動支援事業 実利用見込み者数/ 延べ利用見込時間数	人 時間	10 (13) 50 (671)	12 (15) 60 (882.5)	14 (16) 70 (968)	12 900	14 1,050	16 1,200	
(10) 地域活動支援センター(H24~ 26は登録者数)	町内	箇所 人	30人 (24人)	30人 (24人)	30人 (24人)	施設数 1 利用者数 4	1 5	1 6
	他市町村	箇所 人	-	-	-	施設数 1 利用者数 20	1 20	1 20



## (2) 任意事業

### 【サービスの種類及び内容】

名称		サービス内容
福祉ホーム		住居の確保が困難な障害者が生活の場を得るとともに社会復帰と自立のために必要な指導等を受ける施設です。
訪問入浴サービス事業		訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図り、もって福祉の増進を図ります。
更生訓練費支給事業		就労移行支援又は自立訓練の利用者で入所している者に更生訓練費を支給して社会復帰の促進を図ります。
施設入所就職支度金給付事業		就労移行支援事業、就労継続支援事業を利用し、就職等により自立する人に対し就職支度金を支給し社会復帰の促進を図ります。
知的障害者職親委託支援事業		知的障害者の自立更生を図るため、一定期間職親に預け、生活指導及び技能訓練等を行い、雇用の促進と職場における定着を図ります。
日中一時支援事業		障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の介護負担の軽減を図ります。
社会参加促進事業	障害者等生活支援事業（生活サポート事業）	介護給付支給決定者以外の障害者について、日常生活に関する支援を行うことにより、障害者の地域での自立した生活の推進を図ります。
	社会参加促進事業	障害者のスポーツ大会への参加、スポーツ・レクリエーション教室の開催、ボランティアによる声の広報の発行事業、自動車運転免許取得・改造助成事業等を実施し社会参加の促進を図ります。

### 【サービスの実績及び見込量】

単位：人/月

事業名	単位	H24 目標 (実績)	H25 目標 (実績)	H26 目標 (見込)	H27 見込み	H28 見込み	H29 見込み
福祉ホーム	人/月	-	-	-	0	0	0
訪問入浴サービス事業	人/月	1 (0)	1 (1)	1 (1)	1	1	1
更生訓練費支給事業	人/月	-	-	-	1	1	1
施設入所就職支度金給付事業	人/月	-	-	-	1	1	1
日中一時支援事業	人/月	5 (6)	6 (6)	6 (5)	22	25	28
障害者等生活支援事業（生活サポート事業）	人/月	2 (0)	2 (0)	2 (0)	1	1	1

## 第 12 章 その他の福祉サービスについて

障害者の多様化するニーズにきめ細かく対応するため、保健、医療、福祉が相互に連携を図りながら、障害者個人のニーズにあったサービスの提供に努めます。障害者総合支援法に定められたサービス以外に、今後も継続して以下のサービスを提供します。

### 【サービスの種類及び内容】

名称	サービス内容
在宅重度心身障害者手当支給	在宅で重度の心身障害者に手当を支給することにより、経済的負担の軽減を図ります。
重度心身障害者医療費給付	重度心身障害者が診察を受けた場合に医療費の一部負担金を助成します。
福祉タクシー利用料金助成	重度の心身障害者に福祉タクシー利用券を交付し、利用料金の一部を助成します。
身体障害者手帳等診断書料金の助成	身体障害者手帳交付に係る診断書料金を助成します。
補装具・日常生活用具支給等に伴う自己負担金助成	心身障害者が補装具費及び日常生活用具の支給を受けたとき生じる負担金の一部を助成します。
障害児(者)生活サポート事業	障害児者を一時的に預かり、送迎等を行い、家族の介護負担を軽減します。
在宅酸素療法者酸素濃縮装置利用補助	在宅で酸素療法をしている人で、常時酸素濃縮装置を使用している方に対し、酸素濃縮装置にかかる電気料金の一部を助成します。
自動車等燃料費助成	身体障害者が自ら所有し、運転する自動車等の燃料費の一部を助成します。
難病患者の通院に要する交通費補助	難病の治療及び人口透析等の通院に要する交通費の一部を助成します。
重度障害者居宅改善整備	重度障害者の日常生活における利便を図るため、居室、トイレ等の一部を改善整備する費用を一部助成します。

## 第Ⅳ部 計画の推進に向けて

# 1 計画の推進

## 【現状と課題】

計画の推進にあたっては、障害者が地域で自立して生活していくための計画であることから、具体的な事業の企画や実施にあたっては、障害者の意見や要望が十分反映されるよう障害者自身が参画できるよう努める必要があります。

また、障害者策施を推進するためには、地域住民の理解と協力が不可欠です。地域の特性を生かしながら、地域福祉を推進する必要があります。

さらに、民生委員・児童委員は、障害者の相談活動、各種福祉サービスの周知など活動場面の増加が予想されることから、地域住民とのパイプ役として、十分な情報交換と連携が図られるよう支援します。

## 【施策の内容】

### ■町民参加による福祉活動の展開

- ・社会福祉協議会の充実、ボランティア団体等の育成等に努めます。
- ・障害者が住み慣れた地域社会で、生きがいをもって、安心して暮らすために、住民参加型サービスの充実と担い手の育成に努めます。
- ・障害者団体による福祉向上のための活動を支援するとともに、障害者も含めた町民、地域社会、企業などが役割を分担し、共に力を合わせて地域福祉の推進に取り組んでいける社会づくりに努めます。

### ■民間団体などとの連携

- ・サービスが総合的・効果的に推進されるよう、社会福祉法人、医療機関、民間事業者、民生委員・児童委員協議会、障害者団体、保護者団体などと連携強化を図ります。

## 2 障害福祉に係る行政などの体制

### 【現状と課題】

障害福祉サービスを提供する上で、広域的に対応することが望ましい事業や共通する行政課題については、近隣市町と連携して、共同で実施することが必要です。

また、より大きな課題については、国・県との連携のもとに総合的な施策の推進を図る必要があります。

計画内容が町行政の広範な分野にわたっていることから、関係各課からなる庁内推進体制を確立し、効果的なサービスの提供に努める必要があります。

### 【施策の内容】

#### ■推進体制の確立

- ・計画に定めた各事業の推進に当たっては、国・県との連携を図るとともに、秩父郡市1市4町での協議を進め、連携して総合的な施策の推進に取り組みます。
- ・秩父地域自立支援協議会を活用し、本計画にかかる施策・事業の円滑な推進を図るとともに、相談事業の評価や困難事例への対応等の協議、調整を行います。
- ・計画の推進にあたっては、庁内の推進体制を確立し、計画的、効果的な事業の実施に努めます。

#### ■人材の養成・確保

- ・障害者の福祉・保健・医療にかかるニーズに適切に対応できるよう、保健師、社会福祉士、精神保健福祉士やホームヘルパーなどの専門職員や、スポーツ・芸術活動などの指導を行う人材の育成に努めます。
- ・障害者の多様化するニーズに対応できるサービスを提供するため、職員研修を実施し、資質の向上を図ります。

### 3 達成状況による点検・評価

各年度において障害福祉サービスのサービス支給量、地域生活への移行、一般就労への移行の達成状況について点検・評価します。また、3年ごとの計画見直しの際に策定委員会において、計画の点検・評価を行います。

計画策定の際には、アンケート調査などを行い、制度の浸透状況や住民の意向を把握したうえで、策定委員会において計画の点検・評価を行います。

アンケートなどで、把握しきれない詳細部分については、随時聞き取り調査などにより点検・評価を行います。さらに、普段のケースワークの際にも当事者からの声や民生委員・児童委員、ホームヘルパーなどからの情報により、意向の把握に努め、計画を点検・評価し改善に努めます。

「計画（Plan）⇒実施（Do）⇒検証・評価（Check）⇒改善（Action）」のすべての段階に住民が参加できる体制を整備していきます。

なお、前期計画のうち、障害者の自立支援のための重要な課題である「就労支援」に関する施策について、次のように点検・評価を行い、本計画に反映いたしました。今後は、他の項目についても、点検・評価を実施しながら計画の改善を図っていきます。

計画名	第1次小鹿野町障害者計画及び第3期障害福祉計画
項目名	4いきがいのあるまちづくり (1) 就労の場の確保
計画 (Plan)	<p>【課題】</p> <p>障害者の意思や能力に応じた就職先が選択できるよう、一般企業への就労が困難な障害者について、自立支援給付における訓練等給付の就労移行支援、就労継続支援等の利用促進を図り、障害の程度や適正に応じた能力を開発する訓練や就労のための総合支援を充実させる。</p> <p>【施策の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用の場の拡大</li> </ul> <p>障害者の適性や能力に応じた就労の場の確保のために、ハローワークや障害者就労支援センター等と連携を図り、事業主へ働きかけを行います。また、障害者雇用の啓発活動を行い、障害者が働きやすい職場環境づくりを推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就労相談の充実</li> </ul> <p>障害のある人が就労し、生きがいを持って生活できるように、秩父障がい者就労支援センター「キャップ」等と連携して、障害者等から相談を受けるとともに、職場が得られるよう支援に努めます。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内企業への雇用促進及び啓発 一人でも多くの障害者の雇用が促進されるよう、ハローワーク（公共職業安定所）等の関係機関と連携をとりながら、障害者雇用促進のための啓発活動、PR 活動を進めていきます。</li> </ul>																												
実施 (Do)	<p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・秩父障がい者就労支援センターキャップの状況（平成26年12月末日現在） 小鹿野町の登録者数 38人 就労者数 14人</li> <li>・職親委託制度利用者 5人（平成26年12月末日現在）</li> <li>・町内における事業所の新設 就労継続支援B型 定員20人（平成24年4月新設） 多機能型（就労移行支援・就労継続支援B型） 定員20人（平成25年12月新設）</li> <li>・就労移行支援・就労継続支援（B型）の状況（再掲）</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>単位</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">就労移行支援</td> <td>目標 (実績)</td> <td>人日 /月</td> <td>44 (40)</td> <td>44 (28)</td> <td>44 (36)</td> </tr> <tr> <td>目標 (実績)</td> <td>人/月</td> <td>2 (2)</td> <td>2 (2)</td> <td>2 (2)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">就労継続支援 (B型)</td> <td>目標 (実績)</td> <td>人日 /月</td> <td>221 (278)</td> <td>272 (334)</td> <td>306 (350)</td> </tr> <tr> <td>目標 (実績)</td> <td>人/月</td> <td>13 (13)</td> <td>16 (18)</td> <td>18 (19)</td> </tr> </tbody> </table>			単位	H24	H25	H26	就労移行支援	目標 (実績)	人日 /月	44 (40)	44 (28)	44 (36)	目標 (実績)	人/月	2 (2)	2 (2)	2 (2)	就労継続支援 (B型)	目標 (実績)	人日 /月	221 (278)	272 (334)	306 (350)	目標 (実績)	人/月	13 (13)	16 (18)	18 (19)
		単位	H24	H25	H26																								
就労移行支援	目標 (実績)	人日 /月	44 (40)	44 (28)	44 (36)																								
	目標 (実績)	人/月	2 (2)	2 (2)	2 (2)																								
就労継続支援 (B型)	目標 (実績)	人日 /月	221 (278)	272 (334)	306 (350)																								
	目標 (実績)	人/月	13 (13)	16 (18)	18 (19)																								
検証・ 評価 (Check)	<p>【協議会意見】</p> <p>アンケート調査によると就労を希望する障害者も多いことから、就労の場の確保については、町内外の事業所において、障害のある人の雇用を受け入れてくれるような働きかけを推進するとともに、秩父郡市で連携・協力しながら、障害者の適性によるきめ細かな対応により、1人でも多くの方が就労できるよう支援することが必要である。</p>																												
改善 (Action)	<p>【本計画における取組等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用の場の拡大 近隣市町との協力により効果が期待できるため、これまでの取組に加えて、秩父郡市で協力しながら事業主へ働きかけを行います。また、町における物品等の調達については、障害者優先調達推進方針に基づき障害者就労支援施設等からの調達を推進します。</li> <li>・就労相談の充実 これまでの取組に加えて、就労希望者の適性によるきめ細かな対応により職場が得られるよう支援に努めます。</li> </ul>																												





## 資料編

## 資料 1 諮問及び答申

---

小鹿福第 937 号  
平成26年11月20日

小鹿野町障害者計画等策定協議会  
会長 豊田 詠 司 様

小鹿野町長 福 島 弘 文

小鹿野町障害者計画及び第4期障害福祉計画（案）について（諮問）

小鹿野町障害者計画等策定協議会条例第1条の規定に基づき、下記の件について貴協議会の意見を求めます。

記

小鹿野町障害者計画及び第4期障害福祉計画（案）

平成27年2月16日

小鹿野町長 福 島 弘 文 様

小鹿野町障害者計画等策定協議会  
会長 豊田 詠 司

第2次小鹿野町障害者計画及び第4期障害福祉計画（案）に  
ついて（答申）

平成26年11月20日付け小鹿福第937号で諮問のあった小鹿野町障害者計画及び第4期障害福祉計画（案）について、本協議会として慎重に協議を行った結果、別紙のとおり答申いたします。

## 答 申 書

小鹿野町では、障害者基本法に基づく小鹿野町障害者計画及び障害者総合支援法に基づく障害福祉計画に基づき、変遷しつつある障害者福祉施策に対応しながら町の事業を推進してきたところです。

本協議会において、第2次小鹿野町障害者計画及び第4期障害福祉計画について慎重に協議を行った結果、現行計画である小鹿野町障害者計画及び第3期障害福祉計画の理念を引き継ぎ、障害者福祉の現状や課題に対する町の施策が示された計画としておおむね妥当であると判断いたします。

なお、次の意見、要望について配慮され、地域の中で障害者が安心して暮らしていけるよう計画の着実な実行と実現に向け努力されることを望みます。

### 意見、要望

- 1 身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害者、高次脳機能障害者を含む。）、難病患者の把握に努め、利用可能な支援制度の相談、案内等の充実を望みます。
- 2 アンケート調査によると就労を希望する障害者も多いことから、就労の場の確保については、町内外の事業所において、障害のある人の雇用を受け入れてくれるような働きかけを推進するとともに、秩父郡市で連携・協力しながら、障害者の適性によるきめ細かな対応により、1人でも多くの方が就労できるよう支援することを望みます。
- 3 成年後見制度は、高齢者世帯の増加に伴い、財産管理や虐待防止などの障害者の権利を守るための制度として、より重要となってくると考えられることから、法人後見や市町村長申立ての制度も含め、同制度に関する町事業の充実や機会があるごとに障害者団体等を通じてPRするなど広報に努め、該当する事例と考えられる場合は、利用の促進を望みます。
- 4 社会福祉協議会で実施している福祉有償運送制度（ハッピー・パートナー）については、少ない負担で障害者が利用できる優れた制度であるので、更に利用予約申込みを直前まで受け付けるなど、利用しやすい制度となるよう促進することを望みます。また、障害者にとって移動の容易さは大きな課題の一つであることから、福祉有償運送制度に加えて、町の障害者生活サポート事業による移動支援についても、障害者への更なるPRの推進を望みます。併せて、障害者団体の主催する研修旅行などへのワゴン車、バス等町有自動車の利用により活動の機会の拡大を図るよう望みます。
- 5 大雪や大地震などの災害時には、寝たきりの人や、人工呼吸器療法利用者、在宅酸素療法利用者、人工透析患者などは、避難時の支援や停電による機器の停止、交通の麻痺による通院治療が困難になるなどで支援が必要になる可能性があります。また、山間部等では、住宅が土砂災害警戒区域に指定されており、災害時には早急な避難が必要にな

る恐れがある地域に住んでいる人もいます。このことから、隣近所の人や民生委員等の協力を得やすいよう災害時要援護者名簿への登録を勧めるなど、災害時の障害者の避難支援を円滑に進めることができるよう望みます。また、被災の内容が停電なのか交通の麻痺なのかなどにより要支援者の優先度を勘案して支援を実施することで、より効果的な支援を望みます。

- 6 町で行っている手話教室については大変有益であり、また、手話言語に関する意識の高まりを鑑み、聴覚障害者に関する事業の更なる充実を望みます。
- 7 施策のPRの際には、利用者である障害者の立場から見て、より分かりやすい広報、案内を望みます。
- 8 障害福祉に係る行政などの体制に関しては、保健師やホームヘルパーなどのほか「社会福祉士」「精神保健福祉士」などを専門職員としてその育成に努めることを望みます。
- 9 現行の計画の達成状況について、可能な限り本計画案に記載し、未達成の項目については、その理由及び今後の実施方法を記載し、次のステップに向けた計画の着実な推進を望みます。
- 10 本計画案には、「基本理念」「基本方針」「基本目標」などの文言が使われているが、「基本方針」については、別の意味で使われているように見受けられる箇所もあることから、これらの文言を整理されるよう望みます。
- 11 計画案全体の構成については、本案は、障害者計画に第3部として障害福祉計画が合体した構成となっているが、障害者計画の中で障害福祉サービスについて記述した「福祉サービスの充実」の部分に障害福祉計画を組み入れる方法もあるかと思われるので検討課題とすることを望みます。

## 資料2 策定体制

---

### 小鹿野町障害者計画等策定協議会条例

平成26年6月15日

条例第15号

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に規定する障害福祉計画を策定するため、小鹿野町障害者計画等策定協議会（以下「協議会」という。）の設置について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 障害者及びその保護者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 保健、医療及び福祉関係者
- (4) 町内の各種団体を代表する者
- (5) 公募による町民
- (6) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日からその日が属する年度の末日までとし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 協議会の会議において必要があると認められるときは、委員以外の関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

小鹿野町障害者計画等策定協議会委員名簿

任期 平成26年10月24日～平成27年3月31日

	氏 名	職 名 等
会長	豊田 詠司	小鹿野町身体障害者福祉会会長
副会長	関口 哲夫	国保町立小鹿野中央病院長
委員	黒沢 麻美	秩父特別支援学校小鹿野地区保護者
委員	黒澤 鉄夫	美里保護者会
委員	本間 信	秩父郡市医師会副会長
委員	逸見 正博	秩父郡市歯科医師会支部長
委員	倉上 睦美	障害者支援施設ユーアイハウスおがの施設長
委員	黒田 豊二	小鹿野町民生委員・児童委員協議会会長
委員	山川 英夫	埼玉県秩父保健所長
委員	羽生 公洋	埼玉県秩父福祉事務所長
委員	栗原 明宏	秩父公共職業安定所統括職業指導官
委員	大島 みゆき	埼玉県立秩父特別支援学校特別支援教育コーディネーター
委員	山崎 三和子	秩父中央病院医療相談室長
委員	勅使河原 福市	小鹿野町知的障害者相談員
委員	猪野 龍男	社会福祉法人小鹿野町社会福祉協議会事務局長
委員	千島 トシ江	精神障害者守る会よもぎの会会長
委員	中 紀雄	小鹿野町教育委員会教育長
委員	加茂下 博明	公募による委員
委員	渡辺 朝美	公募による委員

# 小鹿野町障害者計画等策定委員会要綱

平成26年5月15日

訓令第8号

(趣旨)

第1条 この訓令は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に規定する障害福祉計画を策定するため、小鹿野町障害者計画等策定委員会（以下「委員会」という。）の設置について必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 委員会は、計画の策定に関する調査及び研究を行い、素案を作成する。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、町長が任命する。

3 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

4 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

5 委員長は、会務を総理する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、任命の日から第2条に規定する職務が完了するまでの期間とし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 委員は、会議に出席できないときは、その指名する者を代理で会議に出席させることができる。

(関係者の出席)

第6条 委員会の会議において必要があると認められるときは、委員以外の関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会において決定する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

小鹿野町障害者計画等策定委員会委員名簿

任期 平成26年10月17日～平成27年3月31日

	職 名	氏 名	備 考
委員長	副町長	須田 修	
副委員長	保健課長	笠原 敏彦	
委員	総務課主査	今井 孝次	
委員	総合政策課主幹	分須 亮太郎	
委員	住民課主事	南 雄大	
委員	おもてなし課主査	岩田 勝政	
委員	建設課副主幹	太幡 武信	
委員	学校教育課指導主事兼主幹	瀧沢 広人	
委員	社会教育課主事補	南 翔太	
委員	小鹿野中学校教頭	二ノ宮 辰雄	
委員	小鹿野小学校教頭	菅沼 典雄	
委員	小鹿野幼稚園副園長	黒沢 美奈子	
委員	小鹿野保育所所長代理	石原 久美子	
委員	保健課主任保健師	齋藤 和子	
委員	福祉課長	黒澤 平太郎	事務局兼務

事務局	福祉課長	黒澤 平太郎	
	福祉課副主幹	南 昭一	
	福祉課主査	今井 信	



## 資料3 策定経過

### 第2次小鹿野町障害者計画及び第4期小鹿野町障害福祉計画 策定経過

年 月 日	事 項	主な検討内容等	
平成 26 年	8月8日～ 8月26日	障害者等アンケート調査の実施	
	9月5日～ 9月26日	障害者事業所アンケート調査の実施	
	10月17日	障害者計画等策定委員会(第1回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画策定の基本的な考え方について</li> <li>・計画策定のスケジュールについて</li> </ul>
	10月24日	障害者計画等策定協議会(第1回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画策定の基本的な考え方について</li> <li>・計画策定のスケジュールについて</li> </ul>
	11月20日	障害者計画等策定委員会(第2回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート調査の集計結果について</li> <li>・計画素案(パブリックコメント案)について</li> </ul>
	11月25日	障害者計画等策定協議会(第2回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート調査の集計結果について</li> <li>・計画素案(パブリックコメント案)について</li> </ul>
	11月25日	町長から障害者計画等策定協議会に諮問	
	12月1日	パブリックコメントの実施	平成27年1月5日まで
	12月2日	秩父地域自立支援協議会に意見照会	
平成 27 年	1月9日	秩父地域自立支援協議会から回答	
	1月26日	障害者計画等策定委員会(第3回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画案について</li> <li>・アンケート調査報告書について</li> </ul>
	1月30日	障害者計画等策定協議会(第3回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・答申書案について</li> <li>・計画案について</li> <li>・アンケート調査報告書について</li> </ul>
	2月16日	障害者計画等策定協議会から町長に答申	



第2次小鹿野町障害者計画及び第4期小鹿野町障害福祉計画

平成27年3月

発行：小鹿野町

編集：小鹿野町福祉課

埼玉県秩父郡小鹿野町小鹿野89番地

TEL 0494-75-1221 (代)

FAX 0494-75-2819

<http://www.town.ogano.lg.jp>